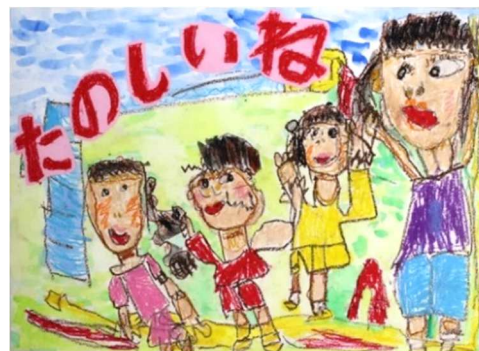
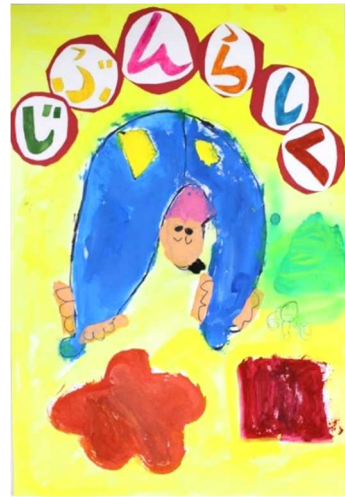


みんなであそぼう  
愛なん障がい者計画

第3次愛南町障がい者計画・  
第6期愛南町障がい福祉計画・第2期愛南町障がい児福祉計画



○みんなでつなごう「愛なん障がい者計画」について

本計画は、第3次愛南町障がい者計画、第6期愛南町障がい福祉計画、第2期愛南町障がい児福祉計画として位置付けております。

○表紙の作品について

表紙の作品は、令和2年度作成の人権作品集「えがお（第17号）」の特別支援学級の部へ掲載された小学生のポスター作品です。

(上段・左) 作品名：「みんなであそぼう」 児童名：栗林 百愛（平城小学校3年）		(上段・右) 作品名：「みんなであそぼう」 児童名：中川 英澄（城辺小学校2年）	
(中段・左) 作品名：「やさしいえがお」 児童名：吉田 瑠碧 （平城小学校3年）	(中段・中央) 作品名：「みんな笑顔」 児童名：川口 陸 （平城小学校5年）	(中段・右) 作品名：「じぶんらしく」 児童名：猪崎 奈瑠 （福浦小学校4年）	
(下段左) 作品名：「ともだち」 児童名：水尾 陽輝（柏小学校1年）		(下段・右) 作品名：「たのしいね」 児童名：徳田 琴（一本松小学校1年）	

## はじめに

これまで、障がいの有無に関わらず地域の中で誰もが安心して暮らしていけるように様々な法律が整備されてきました。

平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスの利用が措置から契約に変わり、障がいのある方がサービスを選択できるようになり、また、平成 24 年に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、法改正を行いながら障がいのある方の地域生活を支援するためのサービスを創設してきました。



愛南町では、3年ごとに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策を定めて、障がいのある方が住み慣れた地域で生活に必要なサービスを受けることができるように取り組んでまいりました。

しかし、親亡き後の問題や障がいの重度化・重複化、障がいのある方本人やその家族の高齢化、制度の狭間の問題など、現行のサービスや既存の社会福祉資源だけでは対応できない課題も出てきております。課題を解決するためには、町が現状を把握し、課題解決に向けた障がい福祉施策の方向性を示していかなければなりません。

この「第3次愛南町障がい者計画」は、そのような現状を踏まえたうえで、愛南町福祉関係計画策定懇話会をはじめ、関係機関や町民の皆様の貴重な御意見や御助言をいただき策定した私たちが取り組むべき6か年の羅針盤となるものです。

本計画に基づき、関係機関、地域、障がいのある方やその家族と行政が一体となって各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に御協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

愛南町長 清水 雅 文

# 目次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の法的根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画策定への住民参加・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

- 1 統計による愛南町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 障がい福祉に関するアンケート調査結果・・・・・・・・ 11

## 第3章 計画の課題と実績

- 1 第2次愛南町障がい者計画の課題・・・・・・・・ 24
- 2 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい福祉計画の実績・・・・・・・・ 25

## 第4章 第3次愛南町障がい者計画

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 計画の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 4 計画の実現に向けた施策と取り組み・・・・・・・・ 35

## 第5章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

- 1 基本指針のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 成果目標に対する目標値の設定・・・・・・・・ 46
- 3 必要量の見込みと必要量確保の取り組み
  - (1) 障害福祉サービス・・・・・・・・ 50
  - (2) 地域生活支援事業・・・・・・・・ 55
  - (3) 児童福祉法によるサービス・・・・・・・・ 58

## 第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 2 行政の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 3 計画の進捗状況の管理・評価・・・・・・・・ 60

- 資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

## 第1章 計画の概要

---

### 1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化・重複化する中で、障がい福祉に対するニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりは、全国的に求められています。

国は、「国際障害者年」の翌年、昭和57年3月に国内初の長期計画（障害者対策に関する長期計画）、さらに、昭和62年6月に「障害者対策に関する長期計画の後期重点施策」を策定し、障がい者施策の方向と目標を示しました。その後、平成14年には、「障害者基本法（心身障害者対策基本法）」に基づく「障害者基本計画（第2次）」が策定され、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けた、障がい者施策の総合的、効果的な推進に努めてきました。

愛南町では、平成18年度に第1次障がい者計画（H18～H26）、平成27年に第2次障がい者計画（H27～R2）を策定し、障がい者の自立と社会参加の促進を図りながら施策の展開を行ってきました。

今回、令和2年度をもって計画期間が終了する現行計画の進捗状況及び数値目標を検証し、国の基本指針や近年の障がい福祉施策の動向、令和2年度に実施したアンケート調査結果などを踏まえ、愛南町における障がい者施策の基本計画として「第3次愛南町障がい者計画」を策定します。

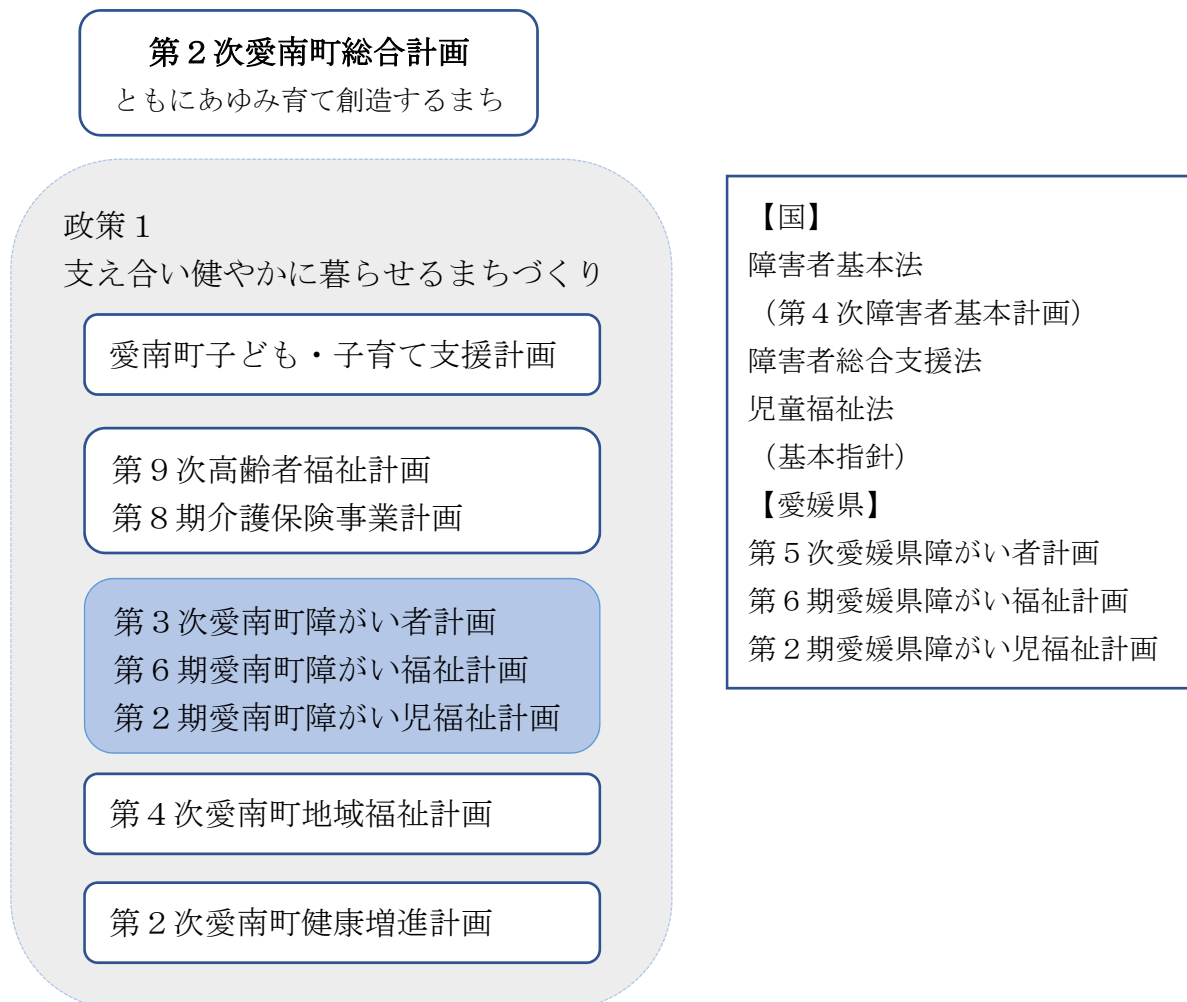
また、「第5期愛南町障がい福祉計画」及び「第1期愛南町障がい児福祉計画」も令和2年度をもって現行の計画期間が終了することから本計画と併せて一体的に策定します。

### 2 計画の法的根拠と位置づけ

障がい者計画は、愛南町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、町民、関係機関や団体、事業者、行政が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と位置付けています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等における成果目標を設定し、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

策定にあたっては、「第5次愛媛県障がい者計画」及び県関係計画、「第2次愛南町総合計画」さらに「第4次愛南町地域福祉計画」、「第2次愛南町健康増進計画」、「第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」、「愛南町子ども・子育て支援事業計画」とも整合性を図りました。



### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次愛南町障がい者計画					
第6期愛南町障がい福祉計画 第2期愛南町障がい児福祉計画			第7期愛南町障がい福祉計画 第3期愛南町障がい児福祉計画		

## 4 計画策定への住民参加

### (1) 愛南町福祉関係計画策定懇話会

町民参加の推進を図る観点から公募委員（3名）、学識経験者及び関係機関代表等で構成する「愛南町福祉関係計画策定懇話会」を設置し、計画内容の検討・審議を行っています。

### (2) アンケート調査

障がいのある方の現状や意向などを把握するため、アンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

（令和2年度実施）

調査対象	65歳未満の障がい者・児（※）
調査期間	令和2年6月19日～令和2年7月3日
調査票配布数	700件
有効回収件数	412件
有効回収率	58.8%

（※）身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障害児通所支援事業利用者、難病患者

### (3) 愛南町地域自立支援協議会

学識経験者及び関係機関代表等で構成する「愛南町地域自立支援協議会」において計画策定に関する意見聴取を行っています。この協議会では、障がい福祉全般について様々な協議を行っており、より広い視野での意見を聞くことができます。

### (4) パブリックコメント

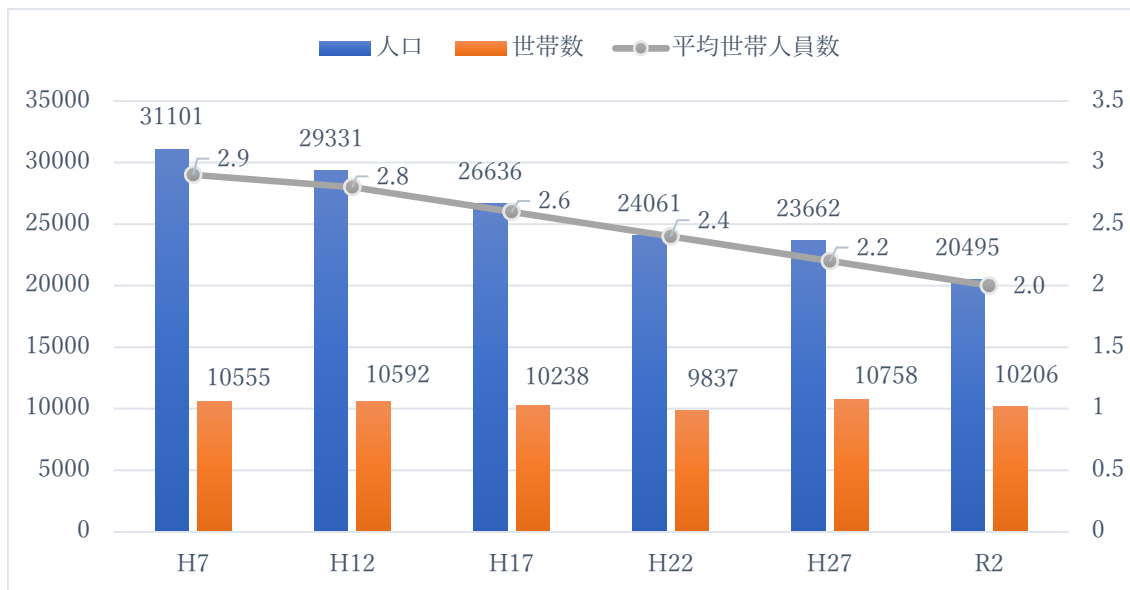
町ホームページに計画案を公表し、計画に関する町民の意見聴取を行います。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1 統計による愛南町の状況

#### (1) 人口・平均世帯人員の推移

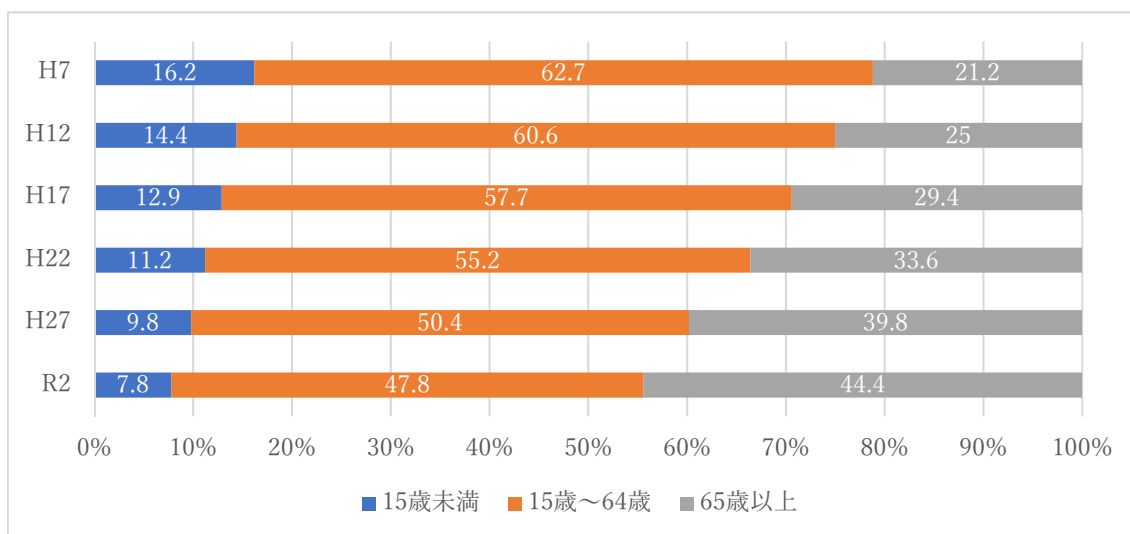
人口は昭和25年(49,359人)をピークに減少を続け、令和2年には20,495人となり、1世帯当たり平均世帯人員数は2人となっています。



※国勢調査引用、令和2年度は住民基本台帳(R3.1.1現在)より引用

#### (2) 年齢階層別人口割合の推移

平成7年以降、15歳未満の年少人口割合は65歳以上の老年人口割合を下回り、令和2年には、15歳未満の年少人口割合は7.8%まで減少し、65歳以上の老年人口割合は44.4%に増加しました。15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は、昭和60年以降減少を続け47.8%となっています。

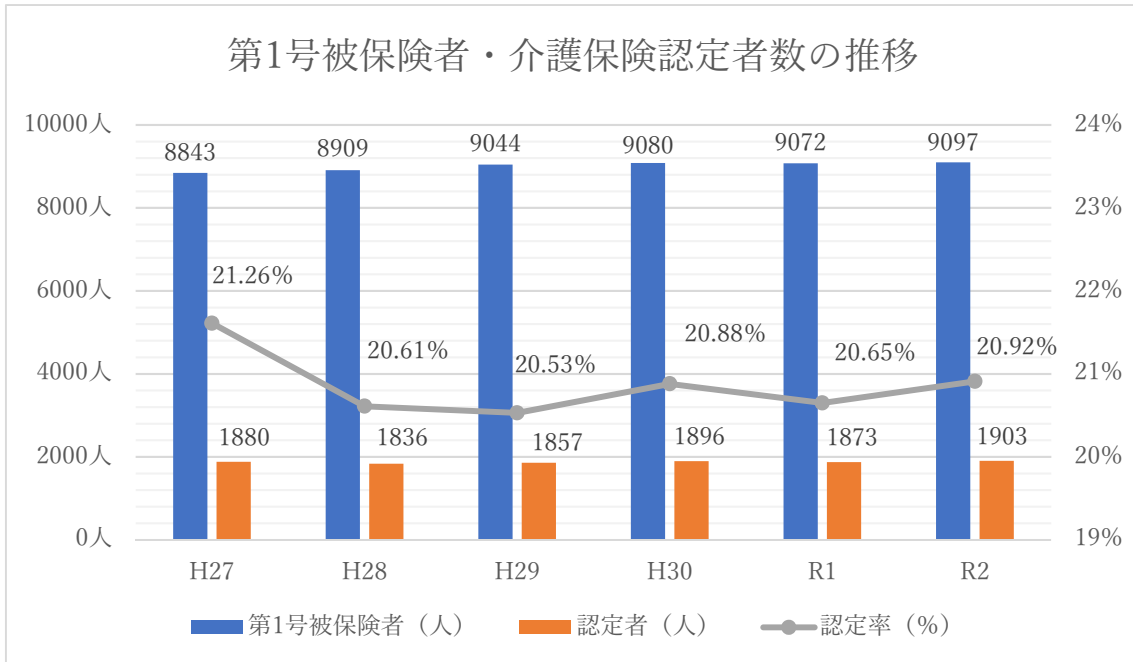


※国勢調査引用、令和2年度は住民基本台帳(R3.1.1現在)より引用



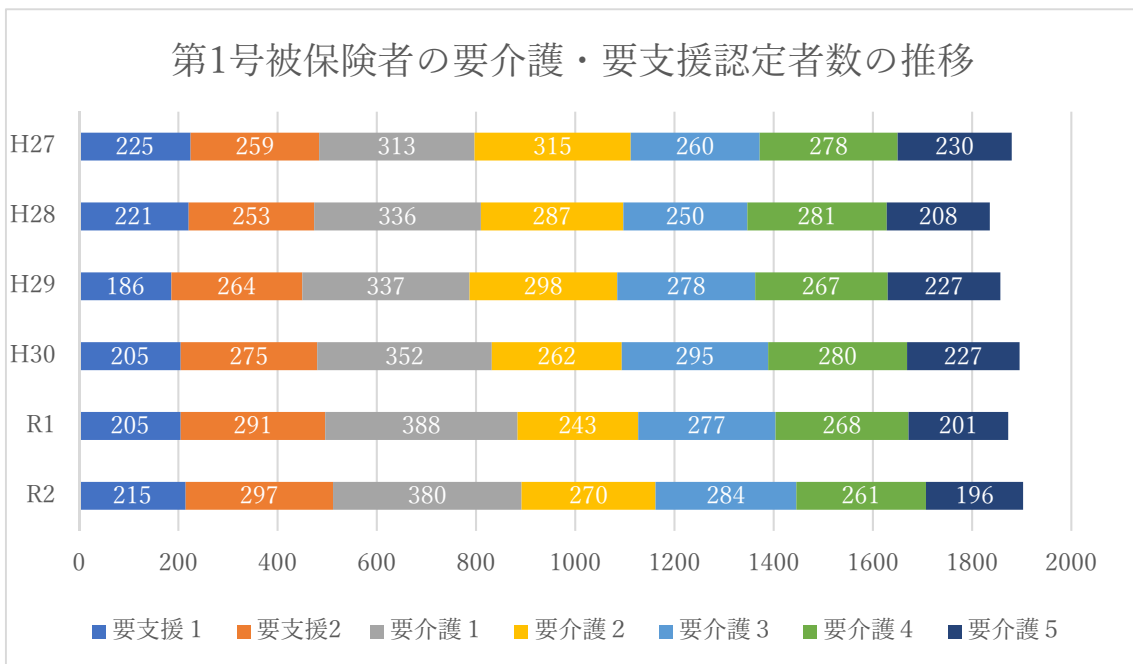
### (3) 介護保険認定の状況

第1号被保険者はわずかではありますが年々増加しています。要支援・要介護認定者は年により微増・微減はありますが大幅な増減はみられません。また、認定率は平成25年をピークに20%台で推移しています。令和2年の第1号被保険者は9,097人、認定者は1,903人で、認定率は20.92%でした。



※介護保険事業状況報告書令和2年10月分より引用

認定区分については、要介護4以上の人は減少傾向にありますが、要支援2・要介護1の人は増加傾向となっています。



※介護保険事業状況報告書令和2年10月分より引用

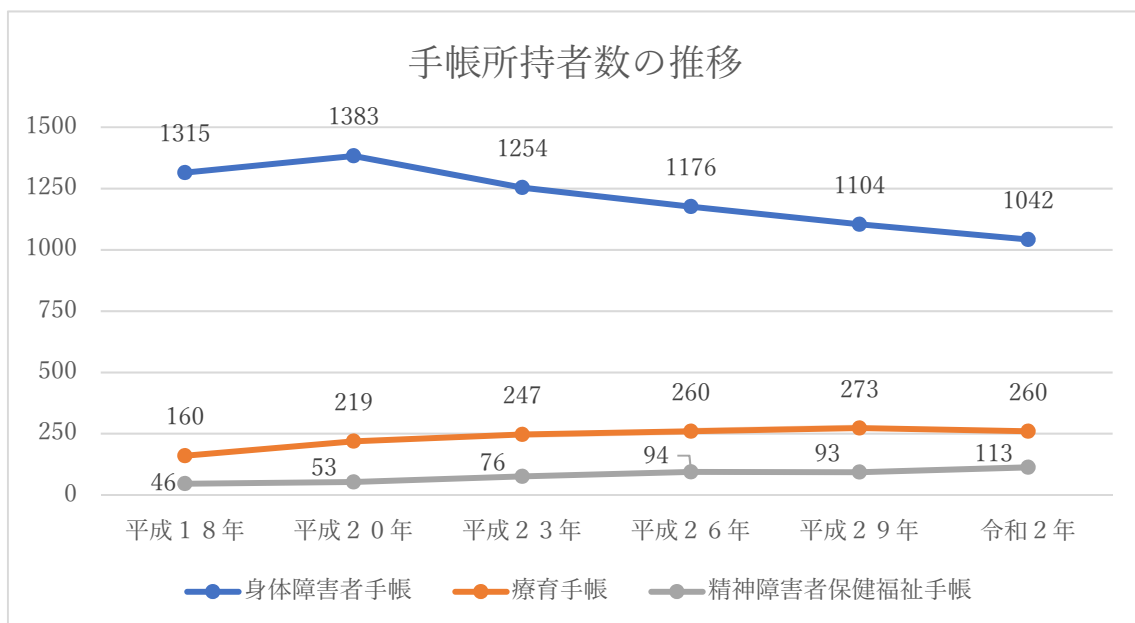
## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障がい者（児）の推移（障害者手帳所持者等）

（基準日 4月1日）

区 分		平成 18 年	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年	令和 2 年
身体障害者手帳	1 級	408	449	440	323	395	379
	2 級	266	281	246	237	209	190
	3 級	184	188	147	205	127	122
	4 級	266	278	272	271	251	255
	5 級	110	104	88	77	71	56
	6 級	81	83	61	63	51	40
	計	1,315	1,383	1,254	1,176	1,104	1,042
療育手帳	A	69	106	117	111	105	101
	B 1	67	78	75	79	85	73
	B 2	24	35	55	70	83	86
	計	160	219	247	260	273	260
精神障害者保健福祉手帳	1 級	7	10	23	18	16	16
	2 級	37	37	50	69	65	86
	3 級	2	6	3	7	12	11
	計	46	53	76	94	93	113
合 計		1,521	1,655	1,577	1,530	1,470	1,415

（H20、H23、H26、H29、R2 は計画策定作業年度）



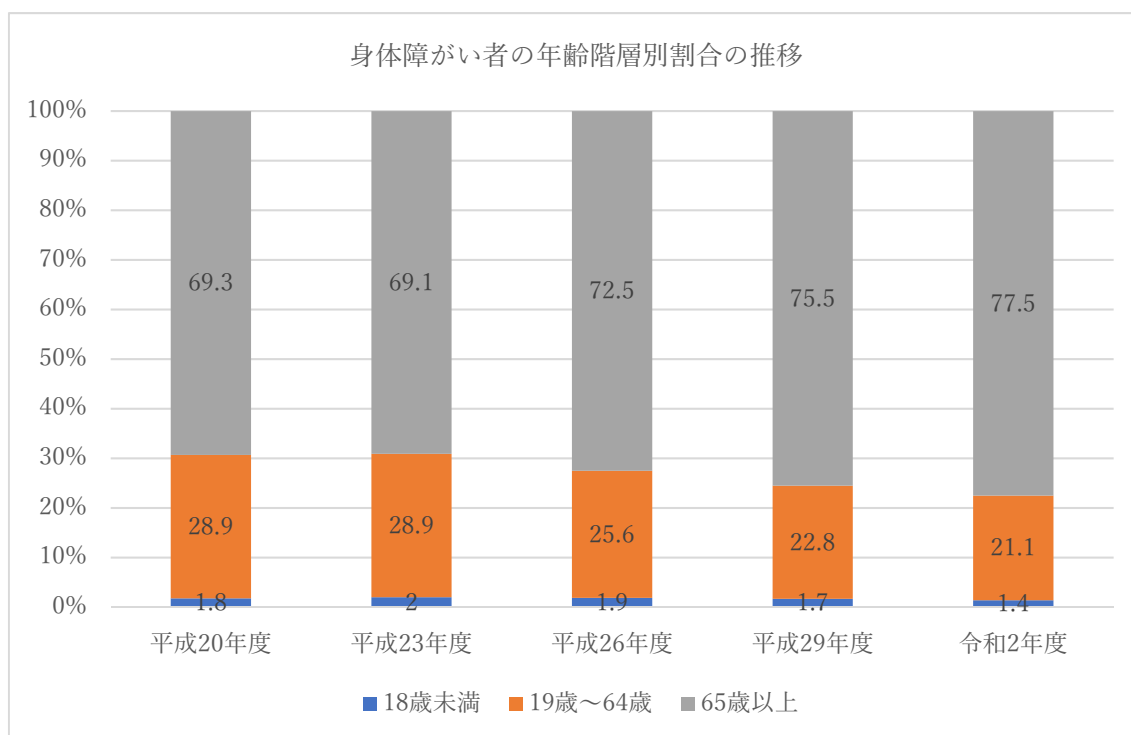
計画策定年度別に障害者手帳所持者数をみると、平成20年度以降減少で推移し、令和2年4月1日現在で1,415人となっています。

手帳種別でみると、人口の減少に伴い身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、わずかではありますが増加で推移しています。

## (2) 身体障がい者（児）の状況（身体障害者手帳所持者）

年齢階層別でみると平成20年度から65歳以上は増加傾向、19歳～64歳までは減少傾向、18歳未満は1～2%の間で推移しています。

先天性の方は少なく、病気やケガなどにより障がいになる方が多いため65歳以上が全体の7割と多く年齢階層が低くなると割合が下がってきます。



令和2年の身体障害者手帳の障害種別では、肢体不自由が519人（49.8%）と約半数を占めています。次いで内部障害が367人（35.2%）、視覚障害が91人（8.7%）、聴覚・平衡機能障害が57人（5.5%）、音声・言語・そしゃく機能障害が8人（0.08%）となっています。

等級別にみると1級が379人（36.4%）、2級が190人（18.2%）、3級が122人（11.7%）、4級が255人（24.5%）、5級が56人（5.4%）、6級が40人（3.8%）となっています。

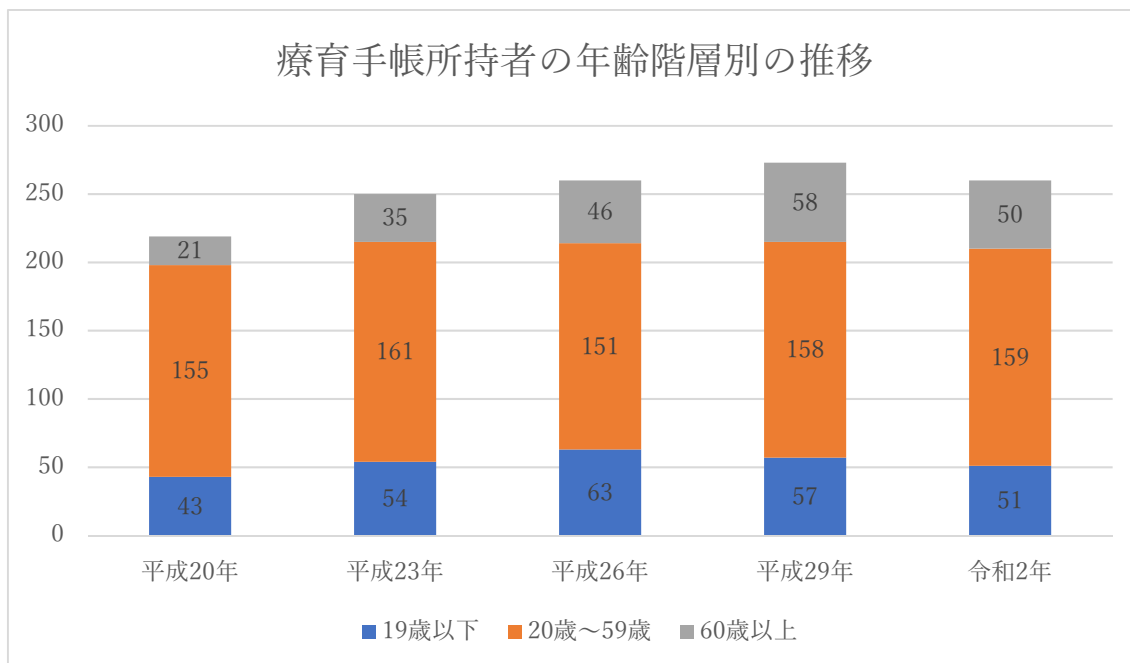
身体障害者手帳の交付状況

令和2年4月1日現在

	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	0歳－18歳	0	0	0	0	0	0	0
	18歳－39歳	0	0	1	0	0	0	1
	40歳－64歳	4	5	0	1	2	0	12
	65歳－	26	30	5	8	5	4	78
	計	28	35	6	9	6	4	91
聴覚・ 平衡機能	0歳－18歳	0	2	0	0	0	0	2
	18歳－39歳	0	1	0	0	0	0	1
	40歳－64歳	2	3	1	2	0	2	10
	65歳－	1	13	5	12	0	13	44
	計	3	19	6	14	0	15	57
音声・ しゃく 言語	0歳－18歳	0	0	0	0	0	0	0
	18歳－39歳	0	0	1	0	0	0	1
	40歳－64歳	0	0	1	0	0	0	1
	65歳－	0	0	6	0	0	0	6
	計	0	0	8	0	0	0	8
肢体不自由	0歳－18歳	2	2	0	1	0	2	7
	18歳－39歳	9	1	0	1	0	0	11
	40歳－64歳	31	31	15	21	16	5	119
	65歳－	70	101	48	116	33	14	382
	計	112	135	63	139	49	21	519
内部障害	0歳－18歳	1	0	2	1	0	0	4
	18歳－39歳	3	0	4	0	0	0	7
	40歳－64歳	41	0	2	15	0	0	58
	65歳－	189	1	31	77	0	0	298
	計	234	1	39	93	0	0	367
合計	0歳－18歳	3	4	2	2	0	2	13
	18歳－39歳	12	2	6	1	0	0	21
	40歳－64歳	78	39	19	39	18	7	200
	65歳－	286	145	95	213	38	31	808
	計	379	190	122	255	56	40	1042

(3) 知的障がい者（児）の状況（療育手帳所持者）

年齢階層別で見ると年度によって微増、微減はありますが基本的には横ばいで推移をしています。



療育手帳の交付状況

令和2年4月1日現在

	A			B 1			B 2			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	合計
0歳～19歳	10	4	14	5	6	11	19	7	26	34	17	51
20歳～39歳	12	12	24	9	8	17	21	13	34	42	33	75
40歳～59歳	22	20	42	12	11	23	11	8	19	45	39	84
60歳以上	7	14	21	15	7	22	6	1	7	28	22	50
	51	50	101	41	32	73	57	29	86	149	111	260

(4) 自立支援医療(精神通院)利用及び精神障害者保健福祉手帳の交付状況

令和2年4月1日現在

自立支援医療（精神通院） 受給者	精神障害者保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	合計
343	16	86	11	113

※343人は自立支援医療（精神通院）を利用して通院されている方の人数になりますので、制度を利用せずに通院されている方や入院されている方の人数は含まれていません。

(5) 支援の必要な児童・生徒

① 幼児健診で把握した支援の必要な子ども

愛南町では、1歳6か月、3歳、5歳で幼児健診を実施しています。言語発達遅滞や多動など発達障がい疑いのある子どもの割合は増加傾向にあります。

令和元年度には、251人が受診し43人が要支援となりました。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
要支援人数	22	27	28	36	40	46	44	65	43
要支援率 (%)	5.3	7.5	7.2	9.1	11.5	9.7	12.6	20.9	17.1

② 保育所・幼稚園に通っている子どもの状況

平成29年度と比べると、「発達障がい疑いを含め診断のある子ども」は増加しています。

令和3年3月1日現在

区分		1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
発達障がい疑い含 め診断のある子ども	人数	1	1	8	8	13	31
	割合	1.6	1.3	10.3	7.9	11.6	6.7
その他気になる 子ども	人数	19	26	20	40	33	138
	割合	30.6	32.9	25.6	39.6	29.5	29.8

※その他気になる子どもは、25項目の気になる行動で1つでも該当するとカウントされます。

③ 通級指導教室を利用している児童・生徒

平城小学校、城辺小学校、城辺中学校に通級指導学級を設置し、児童・生徒の特性に合わせた個別の指導を行っています。

令和2年5月1日現在

小学校							中学校				合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
3	5	3	10	9	6	36	0	5	3	8	44

④ 特別支援学級に在籍している児童・生徒

特別支援学級は、小学校で7校10学級、中学校で3校6学級が設置されています。

令和2年5月1日現在

小学校							中学校				合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
4	7	4	4	2	2	23	4	4	7	15	38

### 3 障がい福祉に関するアンケート調査結果

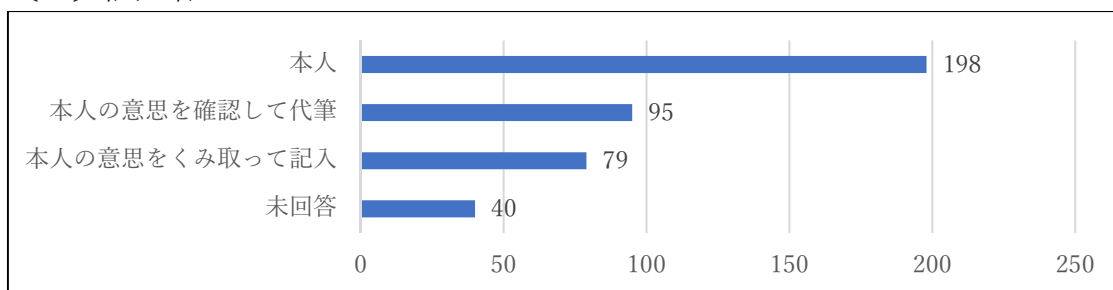
本計画を作成するにあたり、障がいのある人の状況や意見等を把握するため、令和2年6月から7月にかけてアンケート調査を実施しました。

調査方法は、愛南町全域及び町外施設入所者（グループホームを含む）で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者、障害児通所支援事業利用者、難病患者の人のうち令和2年7月1日時点で65歳未満700名に調査票を送付し、返信用封筒にて回答を得ました。

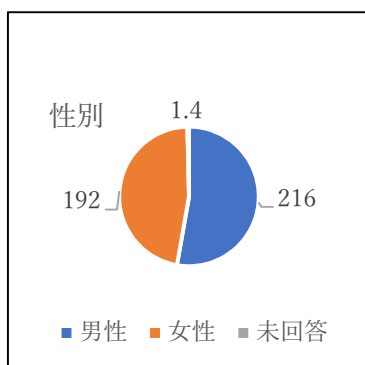
回答者数は、412名で回収率は58.8%でした。

#### ○アンケート回答者（412名）

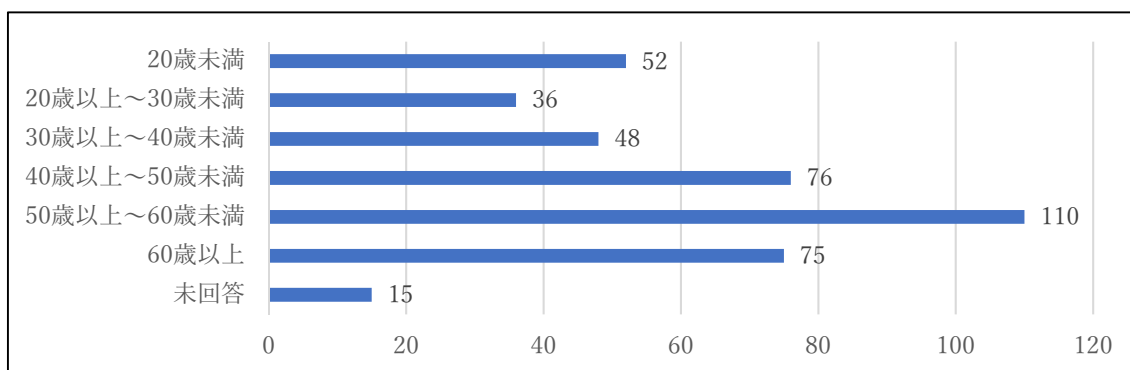
##### 〔1〕記入者



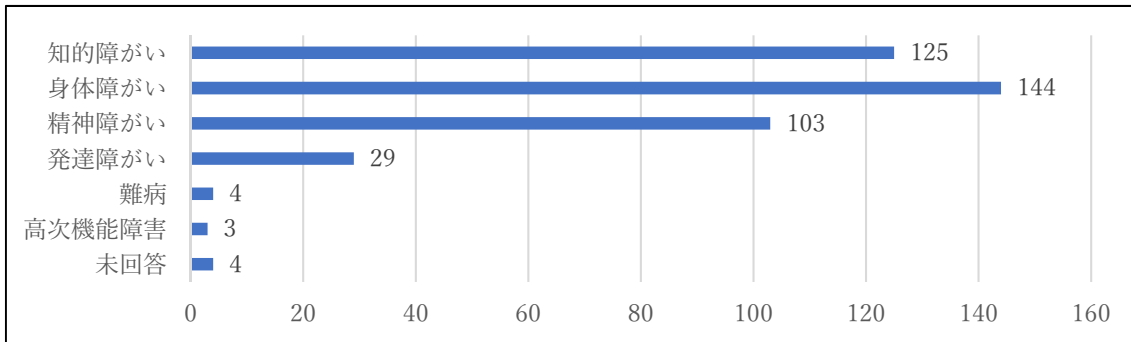
##### 〔2〕性別



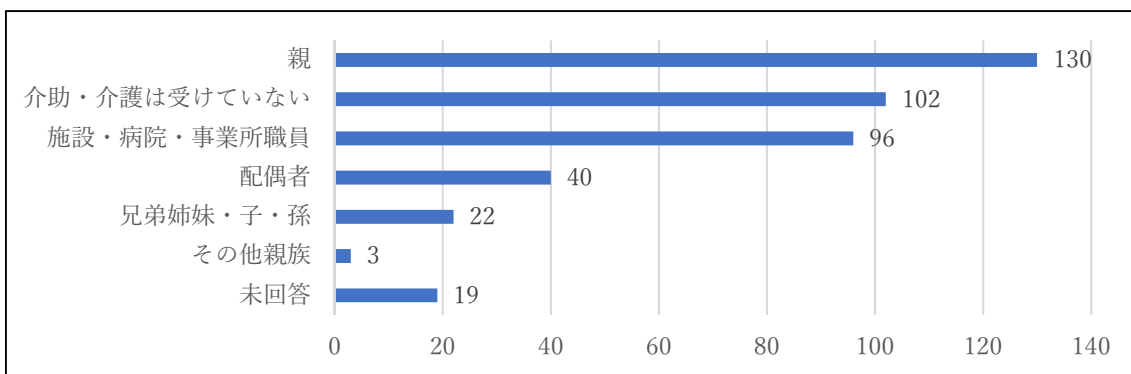
##### 〔3〕年齢区分



#### 〔4〕 障がいについて

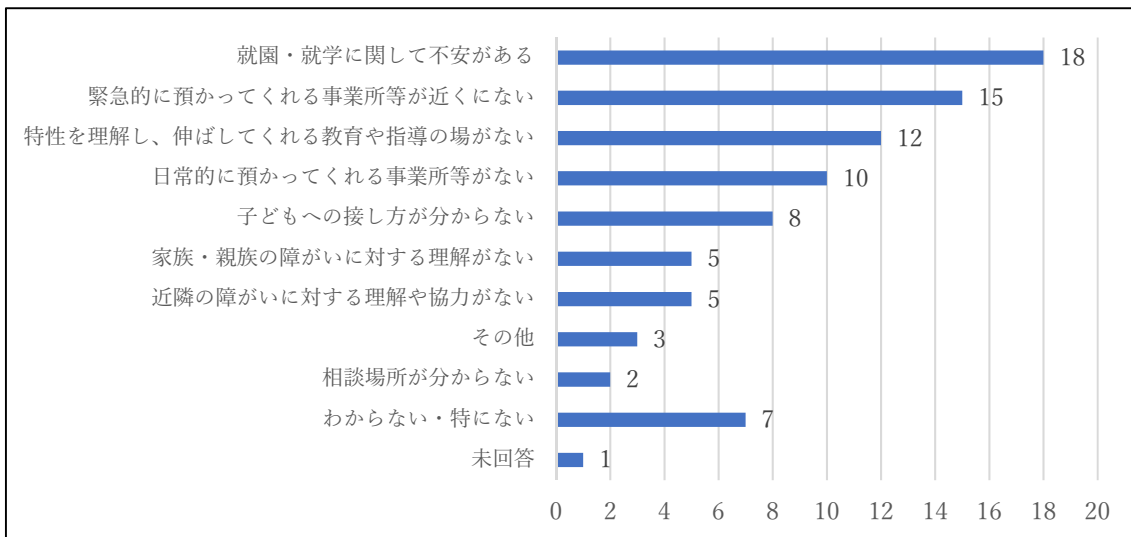


#### 〔5〕 主な介助者等



#### 〔6〕 療育・保育・教育（保護者 複数回答）

##### ①お子さんについての悩み（N=45）

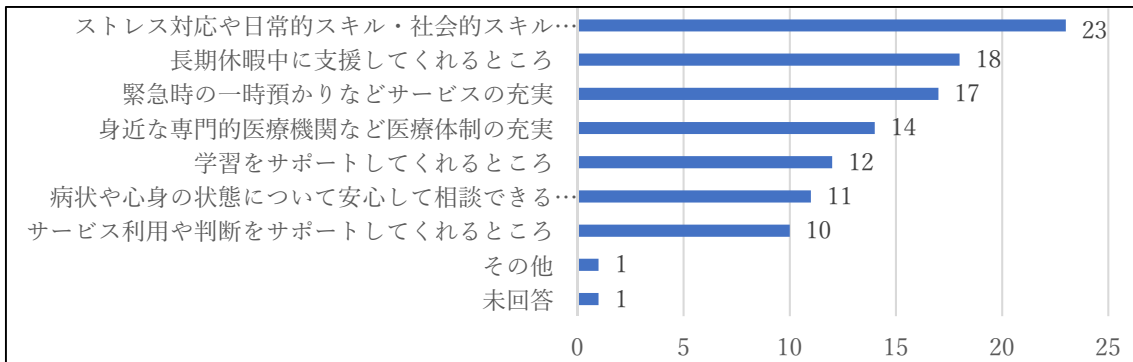


#### その他の意見

- ・高校卒業後の就職、年金をもらえるほどではないので働かないと生活ができない
- ・学校の先生の障がいに対する理解、協力ががない
- ・記載なし



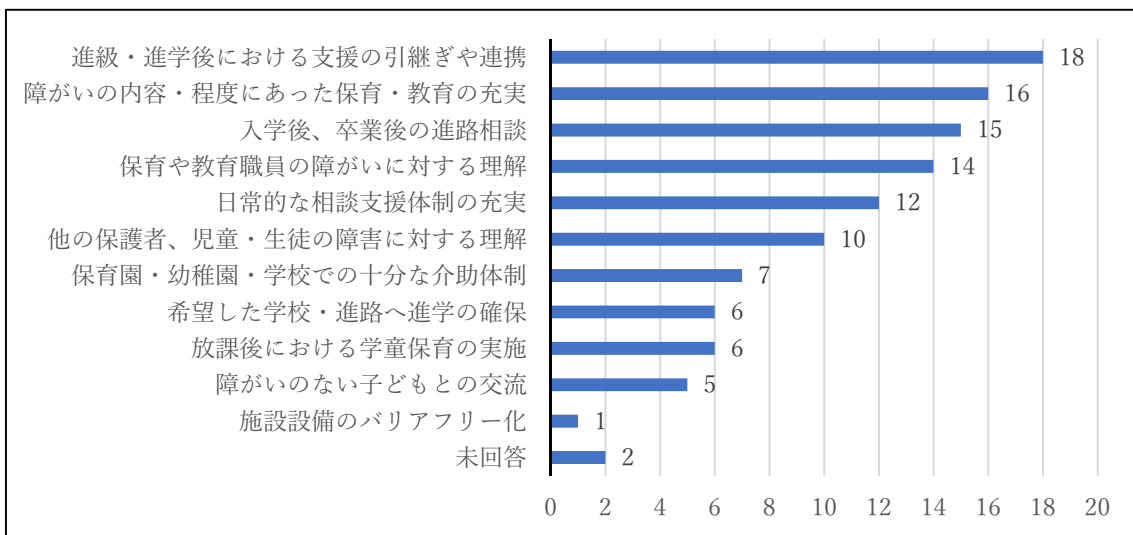
②充実してほしい保健・医療・福祉サービスについて (N=45)



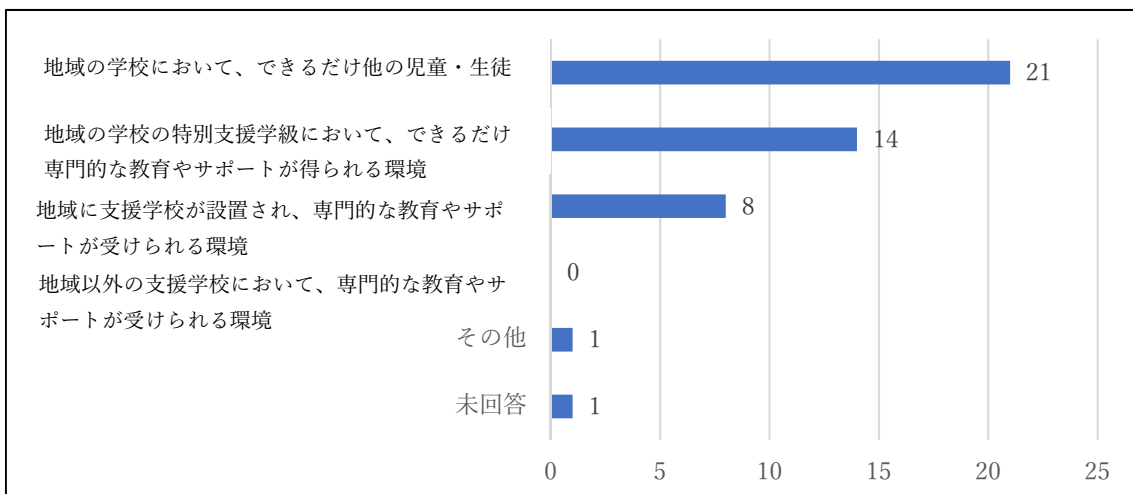
その他の意見

・今は子供が中学生になり、今はあまり何も利用していないが、小さい時はやはり上記の1、2、3を望んでいました

③保育・教育環境について、今後希望すること (N=45)



④お子さんにとって、望ましい就学環境とは (N=45)



〔7〕生活支援

①あなたは、今後どのように暮らしたいですか（N=72）  
（施設入所者への質問）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
障害者（児）支援施設で暮らしたい	13	15	0	0	1	0	29
家族と一緒に暮らしたい	10	13	0	0	0	0	23
グループホームで仲間と共同生活がしたい	1	4	0	0	0	0	5
一人で暮らしたい	1	1	0	0	1	0	3
その他	2	5	0	0	0	0	7
無回答	4	1	0	0	0	0	5
計	31	39	0	0	2	0	72

②施設以外で暮らすためには、どのような支援があればよいか（N=72）  
※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
障害福祉サービスの充実	16	10	0	0	1	0	27
困ったときに相談できる人や場所があること（相談支援体制の充実）	9	12	0	0	1	0	22
家族の理解	7	10	0	0	0	0	17
地域での障がいに対する理解や受け入れ体制の充実	4	8	0	0	0	0	12
重度障がいに対応したグループホームの整備促進	5	6	0	0	0	0	11
一人暮らしやグループホームでの生活を体験したり、練習できる場所や機会	2	7	0	0	1	0	10
福祉職員の専門性や質の向上	7	2	0	0	0	0	9
緊急時に短期入所やレスパイト入院ができるなど、受け入れ体制の充実	1	6	0	0	0	0	7
障がいに対応した住居の確保や、民間・公共賃貸住宅への入居の配慮	2	2	0	0	0	0	4
働いて収入を得られること		2	0	0	1	0	3
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	1	1	0	0	0	0	2
その他	4	4	0	0	0	0	8
計	58	70	0	0	4	0	132

③親亡き後のことについて（N=116）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
不安を感じている	13	38	24	2	14	1	92
不安を感じていない	2	2	1	0	2	0	7
分からない	3	8	3	0	2	0	16
その他	0	1	0	0	0	0	1
計	18	49	28	2	18	1	116

④親亡き後のお子さんの生活場所について（N=115）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
施設に入所して暮らしてほしい	5	10	5	0	1	1	22
サービスを利用して在宅で暮らしてほしい	0	4	4	0	0	0	8
グループホームで暮らしてほしい	2	5	0	0	2	0	9
本人が選んだ場所で暮らしてほしい	9	15	16	1	13	0	54
分からない	1	12	3	0	2	0	18
その他	0	2	1	1	0	0	4
計	17	48	29	2	18	1	115

## その他の回答

- ・自宅 ・兄弟と ・施設利用の必要がないので、自由に暮らしてほしい
- ・息子に予め話をしていく、まだ若いのでじっくり話してませんが、1、2ももちろん考えています

## 〔8〕就労について

①あなたは、日中に仕事をしていますか（N=355）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
正社員として、会社（企業・団体等）に勤めている	18	6	2	1	2	0	29
パート・アルバイト等として、会社（企業・団体等）に勤めている	17	16	14	0	3	1	51
自営業を営んでいる	7	0	2	0		0	9
在宅勤務・内職や家業の手伝いをしている	5	0	2	0		0	
就労継続支援A型を利用して働いている	0	8	9	0		0	17
就労継続支援B型を利用して働いている	7	22	11	0	1	0	41
就労していない	76	63	59	3	20	2	223
計	130	115	79	3	26	2	355

②仕事をしていないのは、どのような理由か（N=223）※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
年齢のため（学生・高齢）	22	19	13	2	15	0	71
障がいが理由で仕事ができない	38	23	25	1	1	0	88
休職中または職業訓練中である	0	1	1	0	0	0	2
働きたいが、どこに相談すればよいかわからない	2	3	3	0	0	0	8
希望にあった仕事がない	6	3	6	0	3	0	18
仕事をする必要がない	1	5	3	0	0	0	9
働く意欲がもてない	5	5	11	0	0	0	21
障がいに対する理解に不安がある	3	4	14	0	2	0	23
入院・入所している	12	13	2	0	0	0	27
現状に満足している	5	6	2	0	1	1	15
その他	9	3	14	0	1	1	28
計	103	85	94	3	23	2	310

## その他の回答

- ・引越し、転職が重なり、職場仕事に馴染めなかったことと、パソコンに慣れず自信喪失、体力低下もあり一時退職している
- ・障がいのため医師より就労を止められているよくなれば就労したいと考えている
- ・仕事に体力がついていけなくなりすぐ辞めるようになるから
- ・働きたくても透析を始めてから体調不良で働けない
- ・今の障がいの度合いでは出来る仕事がほぼ無い
- ・職場の配置（トル介助に女性スタッフが必ずいるため）
- ・生活保護だが作業をして給料をもらっている
- ・健康上の理由で以前は働いていたが、今は無理
- ・畑で野菜を作っている草を引いたりしている
- ・見目で断られる・コロナによって中断
- ・生活介護で作業をし、給料を貰っている
- ・気が向いたら家の仕事を手伝う（漁業）
- ・闘病中で体力が無い
- ・人と関わるのが嫌
- ・転居予定
- ・失業手当をもらっている期間のため
- ・仕事はしたいがするところがない
- ・夫も障害者になり日々大変である
- ・体が病気で入院や通院をしている
- ・体の不調で仕事ができない
- ・ボランティアに参加している
- ・自力の移動手段がない
- ・体力に不安がある
- ・うつ病、対人恐怖症
- ・生活介護

③障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか  
(N=383) ※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
企業ニーズにあった就労訓練の充実	18	17	18	0	7	1	61
企業等における障がい者雇用への理解及び雇用の拡大	38	33	27	3	9	1	111
障がいの状態や程度にあった職種が増えること	77	58	41	2	17	1	196
職場の上司や同僚などの障がいに対する理解	39	33	36	2	14	0	124
バリアフリー等の勤務場所に置ける設備の配慮	22	3	3	1	0	0	29
短時間勤務や勤務日数等の勤務条件の配慮	23	20	32		9	0	84
就労後の職場と生活面でのフォローなど支援機関との連携	18	30	10	1	5		64
計	235	194	167	9	61	3	669

※①で「1 正社員として、会社（企業・団体等）に勤めている」「2 パート・アルバイト等として、会社（企業・団体等）に勤めている」と回答した方にお伺いします。

④現在の仕事をどのようにして見つけられましたか (N=80)

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
ハローワーク・町の就職支援センター	8	4	5	0	2	0	19
学校の紹介	2	4	0	0	0	0	6
直接自分で探した	6	2	1	0	0	1	10
知人などの紹介	8	3	5	0	0	0	16
職業訓練校の紹介	0	1	0	0	0	0	1
障害者就業・生活支援センターの紹介	1	1	0	0	1	0	3
サービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）の紹介	0	2	1	0	1	0	4
障がいになる前から働いていた	7	0	2	0	0	0	9
その他	1	3	1		1	1	7
未回答	2	2	1				5
計	35	22	16	0	5	2	80

その他の回答

・母が病気になり、私も手伝いをするようになった。 ・前の職場の人が紹介してくれた。 ・兄  
・親のすすめ(親が自営業) ・医療機関からの紹介 ・主治医の紹介 ・記載なし(2)

※①で「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」と回答した方にお伺いします。

⑤今後の就労に関する考え方 (N=58)

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
一般就労したい	1	7	6	0	0	0	14
就労継続支援B型で仕事をしているが就労継続支援A型で仕事をしたい	1	5	1	0	1	0	8
現在の就労継続支援A型又は就労継続支援B型を引き続き利用したい	5	17	13	0	0	0	35
未回答		1		0	0	0	1
計	7	30	20	0	1	0	58

〔9〕災害対策・消費者行政について

①あなた（本人）は、これまでに悪質（悪徳）商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか（N=392）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
ある	9	8	15	0	3	0	35
ない	126	113	85	4	26	3	357
計	135	121	100	4	29	3	392

②地震や豪雨、台風などの災害時に、あなた（本人）は、一人で又は支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか（N=412）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
避難できる	82	77	56	0	18	2	235
避難できない	12	13	11	1	3	0	40
わからない	44	31	33	3	7	3	121
未回答	6	4	3	0	1	2	16
計	144	125	103	4	29	7	412

③あなた（本人）は、これまで地域の避難訓練に参加したことがありますか（N=412）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
ある	45	42	26	1	10	1	125
ない	90	77	73	3	18	3	264
未回答	9	6	4		1	3	23
計	144	125	103	4	29	7	412

※③で、「2 ない」と答えた方にお伺いします。

④訓練に参加したことがない理由は何ですか（N=264）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
訓練の案内（情報）がない	34	28	24	3	6	0	95
訓練がない	18	16	14	0	4	1	53
障がい者の参加への配慮がない	5	5	4	0	1	0	15
他の参加者が気になり、参加を見合わせている	4	4	9	0	3	0	20
訓練は必要ない	5	4	4	0	0	0	13
障がいの程度や体調により、参加を見合わせている	9	5	11	0	1	0	26
介助者等の負担を考え、参加を見合わせている	3	0	1	0	1	0	5
その他	11	12	4	0	1	1	29
未回答	1	3	2	0	1	1	8
計	90	77	73	3	18	3	264

その他の回答

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設にて定期的を実施している（施設が地域の避難場所になっている）</li> <li>・帰省して間もなく、一度あった機会には体調不良で参加できず</li> <li>・日程が合わなかった学校行事が土曜日で重なっていた</li> <li>・姉と二人で山の畑に行く訓練をしている</li> <li>・自分で歩くことがままならないため</li> <li>・仕事の時間の都合で参加できない</li> <li>・仕事だった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所での訓練はしている</li> <li>・事業所で行っている(2)</li> <li>・施設で行っている(5)</li> <li>・入院中</li> <li>・気がない</li> <li>・仕事の為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所中のため</li> <li>・人と関わるのが苦手</li> <li>・パニックになりそう</li> <li>・予定が合わなかった</li> <li>・仕事が忙しい</li> <li>・気がのらない</li> <li>・記載なし(3)</li> </ul>
---	--	---

⑤地震や豪雨、台風などの災害時に備えて必要な対策は、どのようなことが必要だと思いますか (N=412)

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
障がいの特性に配慮した災害情報の提供 (災害の状況や避難場所)	45	30	33	0	11	0	119
避難するときの介助者や支援者の確保	48	45	16	2	9	2	122
障がい特性に配慮した避難場所の確保	59	57	26	1	13	1	157
避難場所での介助者や支援者の確保	36	34	21	1	8	1	101
避難所生活におけるプライバシーを守る対策	39	38	40	3	8	2	130
医療施設や医療設備の確保	36	23	37	2	8	2	108
防災知識の普及・啓発	11	8	14	1	5	1	40
障がいのある人を対象とした地域の避難訓練の実施	11	15	7	0	0	0	33
避難所 (福祉スペース含む) 宿泊体験と反省会	1	3	7	0	2	0	13
その他	9	8	5	1	0	0	23
未回答	16	15	12	0	3	4	50
計	311	276	218	11	67	13	896

その他の回答

- ・ 障害者本人が避難環境を自分で選べる事 (一般スペースに混ざるか、障害者用スペース (あれば) に行くかを)
- ・ 障がい、通院、投薬についてマイナンバーで把握されていること
- ・ 介助者、支援者の向上に向けた学習会、人となりは大切です
- ・ 避難しなくても良い
- ・ コロナが心配
- ・ 特に必要ない
- ・ わからない (11)
- ・ 記載なし (3)
- ・ インスリン等の医薬品の確保
- ・ 医療機関が作動する環境

[10] 権利擁護について

①あなた (本人) は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか (N=396)

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計	
ある	総数	44	37	34	1	5	2	123
	うち施設入所者	5	3	7	0	0	0	15
ない	93	85	66	3	23	3	273	
計	137	122	100	4	28	5	396	

※①で、「ある」と答えた方にお伺いします。

②それは、どのような場所で感じましたか (N=123) ※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
役場や公共施設	7	2	2	0	0	0	11
学校	8	19	3	0	5	0	35
仕事を探すときや就職した職場	11	8	13	1	2	0	35
障害福祉サービス提供事業所	7	3	3	0	0	0	13
外出先	16	12	8	1	0	1	38
バスなどの公共交通機関を利用したとき	5	3	1	0	1	1	11
余暇を楽しむとき	4	3	3	1	0	0	11
住んでいる地域	7	13	15	0	0	0	35
家庭	1	1	13	0	0	0	15
その他	4	2	1	0	0	0	7
未回答	2	0	0	0	0	1	3
計	72	66	62	3	8	3	214

## その他の回答

・親戚の人に会った時 ・職場 ・職場体験の時 ・病院、マスク使用、マスク使用の時 ・記載なし(3)

※①で、「ある」と答えた方にお伺いします。

③それは、どのような時に感じましたか (N=123) ※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
十分に話を聞いてもらえなかった	9	10	10	0	1	0	30
自分の考えや希望を聞いてもらえなかった、又は尊重されなかった	17	8	7	0	4	0	36
お店や施設の利用を断られた、又は利用にあたり条件を付けられた	3	0	1	1	0	0	5
自分の障がいに対応する設備・施設(階段、エレベーター、スロープ、トイレ、休憩所、利用案内など)がなかった、又は配慮されなかった	12	3	0	0	0	0	15
困ったときに周りの人の手助けがなかった、又は断られた	4	8	4	0	0	0	16
自分の障がいに対して理解されていないと感じた	19	21	23	0	3	0	66
直接、偏見的、差別的な発言をされた、又は態度をとられた	15	24	15	1	1	0	56
その他	3	2	5	0	1	1	12
計	82	76	65	2	10	1	236

④親亡き後のお子さんの金銭管理等についてお伺いします (N=115)

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
成年後見制度を利用して管理してもらう	3	6	1	0	2	0	12
兄弟姉妹に管理してもらう	8	20	6	0	2	0	36
親族に管理してもらう	1	2	0	0	4	0	7
本人が管理できる	3	4	9	2	5	1	24
わからない	2	19	9	0	5	0	35
その他	0	1	0	0	0	0	1
計	17	52	25	2	18	1	115

## その他の回答

・本人が管理できるようになってほしい

〔11〕 社会参加について

①この1年間に、あなた（本人）は、趣味やスポーツ、芸術文化活動などの社会活動をしましたか（N=412）※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
コンサートや映画、スポーツ鑑賞	19	13	8	1	7	1	49
スポーツ活動	11	17	4	1	3	0	36
芸術・文化活動	8	7	6	1	2	1	25
旅行、ドライブ	48	37	27	3	11	1	127
生涯学習活動	2	0	3	0	1	0	6
趣味のサークル活動	5	4	6	0	1	0	16
ボランティア団体の活動	7	8	5	1	0	1	22
町役場の行事、催し	10	19	3	0	1	0	33
自治会などの活動、行事	27	16	8	0	4	0	55
障がい者団体の活動、行事	20	36	9	0	3	0	68
参加できる活動場所がない	7	10	8	0	2	0	27
活動したいと思うができない	17	19	18	0	6	0	60
活動したいとは思わない	21	13	23	0	4	2	63
その他	10	5	7	0	2	1	25
未回答	18	10	14	0	3	3	48
計	230	214	149	7	50	10	660

その他の回答

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うみらいくの外国人研究員の家族やベトナム技能実習生等のお世話</li> <li>・ 調子のいい時と悪い時の波が酷くてできない時はできない</li> <li>・ 団体活動でも、なにか活動できる場所が欲しい！</li> <li>・ 今年はコロナウイルスの流行で参加出来ていない</li> <li>・ まさかのボールで活動された</li> <li>・ 本屋、スーパー</li> <li>・ 何もしたことがない、していない、わからない (7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神的な浮き沈みがあり、活動低下中</li> <li>・ 肢体不自由なため社会活動参加なし</li> <li>・ デイケアサービスによる活動</li> <li>・ 体調不良により活動出来ない</li> <li>・ 買い物</li> <li>・ 記載なし(4)</li> </ul>
---	---

②あなた（本人）は、どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか（N=412）※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
施設や公共交通機関のバリアフリー	32	10	4	1	2	0	49
施設の利用料減免や活動費の助成などの経済的支援	31	22	25	0	3	1	82
バリアフリーマップなど、障がいに対応した情報の提供や問合せ方法の充実	16	8	4	0	1	0	29
介助者や手話通訳などの支援	21	10	1	0	1	0	33
一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報	36	47	35	0	12	1	131
スポーツ活動における、適切な指導者	6	19	6	0	7	0	38
芸術・文化活動における、適切な指導者や相談窓口	7	13	8	0	4	1	33
障がいに対する差別や偏見の解消	28	36	38	1	11	0	114
その他	5	1	4	0	0	1	11
特になし	38	36	29	2	9	2	116
未回答	15	11	13	0	0	3	42
計	235	213	167	4	50	9	678



## その他の回答

- ・JRの精神障害者手帳割引が適用されてほしい(身体はあるのに!!)
- ・この1年位上記8点と、この、その他の項多い8点が減点されると
- ・ストレスを無くしたい
- ・親の理解
- ・わからない(2)
- ・仕事が忙しく時間が取れない
- ・社会活動の選択肢を増やす
- ・記載なし(3)

## [12] 悩み事、困り事について

①あなた(本人)の現在の悩み事は何ですか(N=412) ※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
経済的なこと(お金のこと)	53	23	48	0	6	1	131
健康や体力のこと	73	35	52	1	3	1	165
進学や学校のこと	3	12	2	0	9	1	27
就職や仕事のこと	17	21	24	1	4	0	67
医療的ケアのこと	11	6	4	0	0		21
住んでいる家の環境のこと(住宅確保を含む)	10	11	14	1	1	0	37
福祉サービスのこと	9	7	1	0	0	1	18
将来の生活のこと	60	53	49	2	9	0	173
生きがいや楽しみのこと	15	12	11	0	4	0	42
恋愛や結婚のこと	3	11	9	1	2	0	26
周囲の障がいに対する理解	9	10	7	0	5	1	32
地震など災害のこと	24	28	18	3	1	2	76
悩みは特にない	20	26	12	0	9	1	68
その他	6	5	6	0	1	1	19
未回答	4	5	3	0	0	2	14
計	317	265	260	9	54	11	916

## その他の回答

- ・兄が亡くなって1人になった時の事
- ・子供が進学する時のこと等
- ・高齢の両親のこと
- ・通院時支援、買い物の時の交通手段
- ・スマホなどの使い方
- ・家族、親について(2)
- ・コロナ
- ・訴えなし(4)
- ・特にない(2)
- ・不明(2)
- ・記載なし(3)

②あなた(本人)の将来について、不安に思うことは何ですか(N=412) ※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
経済的なこと(お金のこと)	65	43	63	2	8	1	182
健康や体力のこと	77	37	46	2	5	1	168
進学や学校のこと	2	6	1	0	11	1	21
就職や仕事のこと	13	33	19	0	9	0	74
医療的ケアのこと	14	6	8	0	0	1	29
住んでいる家の環境のこと(住宅確保を含む)	10	9	12	1	3	0	35
福祉サービスのこと	11	7	4	0	1	1	24
将来の生活のこと	64	56	48	2	6	1	177
生きがいや楽しみのこと	10	10	11	0	3	0	34
恋愛や結婚のこと	5	8	9	0	2	0	24
周囲の障がいに対する理解	8	7	6	0	4	1	26
地震など災害のこと	30	25	20	3	1	0	79
悩みは特にない	13	15	8	0	6	1	43
その他	6	6	4	0	0	1	17
未回答	3	7	5	0	0	3	18
計	331	275	264	10	59	12	951

## その他の回答

- ・病院には行ったり行かなかったりなので、お金を切られたら困る
- ・通院や買い物時の交通手段、通院時の支援
- ・いつまで家に帰れるか
- ・働けるところがないこと
- ・家族のことについて
- ・娘の将来の事
- ・子供の事
- ・今はない
- ・姉の事
- ・死後の事
- ・不明(6)
- ・記載なし

## [13] 相談について

①あなた（お答えくださる方）は、困りごとがある時、誰（どこ）に相談していますか（N=412）※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
家族・親族	103	77	74	3	21	4	282
友人・知人	47	27	33	1	7	1	116
町役場の障がい福祉担当者	19	13	10	0	5	0	47
愛媛県の関係機関の担当者	4	2	3	0	1	0	10
相談支援事業所（相談支援専門員）	12	37	5	0	4	0	58
障害福祉サービス提供事業者、施設職員	27	58	8	0	7	0	100
愛南町社会福祉協議会	5	8	5	0	0	0	18
教育機関等 （学校、幼稚園、保育所など）	1	9	2	1	8	0	21
病院や診療所の医師や看護師	33	26	66	2	9	0	136
障害者団体、患者団体、家族会	1	2	1	0	0	0	4
民生・児童委員、地域の役員	1	1	0	0	0	0	2
職場の上司や同僚	8	11	6	1	2	0	28
相談したいが、誰（どこ）にも相談できない	4	2	0	0	3	0	9
相談先がわからない	7	6	5	0	3	0	21
その他	6	5	5	0	0	2	18
未回答	6	6	1	0	2	1	16
計	284	290	224	8	72	8	886

## その他の回答

- ・娘の事業所の総務の方(管理者)一生懸命して下さいます
- ・本人より私たちがの方が困る、人と話さない
- ・持ち屋なので相談のしようがない
- ・生活支援センター
- ・2回一言ずつ母様に、あとは占い
- ・他県の関係機関の担当者
- ・役場、保健師
- ・Face Bookの当事者グループ
- ・病院のカウンセラー
- ・障害者就業
- ・相談しない、できない(2)
- ・訴えなし(3)
- ・記載なし(4)

②福祉や生活に関する相談支援体制は、現在のあなたにとって十分ですか（N=412）

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
現在の体制で十分	32	37	26	1	8	1	105
ほぼ十分だが、さらに充実させてほしい	40	32	20	2	9	0	103
現在の体制では不十分	17	18	16	0	2	0	53
わからない	48	35	37	1	9	4	134
未回答	7	3	4	0	1	2	17
計	144	125	103	4	29	7	412

③今後の福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか（N=412）※複数回答

回答項目	身体	知的	精神	難病	発達	その他	計
相談窓口を分かりやすくしてほしい	44	43	39	1	5	1	133
身近な地域で相談できるようにしてほしい	27	32	34	1	11	0	105
休日・夜間相談ができるようにしてほしい	20	22	16	0	6	0	64
相談窓口を一本化してほしい	16	13	10	0	5	0	44
自宅等への訪問相談を行ってほしい	13	22	14	1	2	0	52
相談員（相談支援専門員、行政職員など）の質を向上させてほしい	19	15	19	1	6	0	60
その他	17	19	7	1	1	3	48
未回答	42	29	21	0	7	3	102
計	198	195	160	5	43	7	608

その他の回答

- ・年1回程度、小中学校の通学路を1時限目をついやしても保育所、小中学校の前経由にと決めて欲しい
- ・相談窓口が一つになると相談しづらい部分もでてくるので相談場所を多様にしてもらいたい
- ・今のところ十分ですが、親が亡くなった後の事が心配                      ・地域でイベントを開いてほしい
- ・介護保険で相談にのってるので十分です(家族)                              ・現時点では思い浮かばない
- ・訪問看護を受けているが、人数が少なく大変そう                              ・電話での定期的な連絡
- ・年金の金額を上げてほしい                      ・今のままでよい                      ・将来の事など                      ・長野院長の診察
- ・現在は特になし                      ・特にない(13)                      ・不明(4)                      ・わからない(11)                      ・記載なし(7)

## 第3章 計画の課題と実績

---

### 1 第2次愛南町障がい者計画の課題

愛南町では、平成19年度に第1次愛南町障がい者計画、平成27年度に第2次愛南町障がい者計画を作成し、障がい福祉の推進に取り組んできました。

今回、令和3年度を開始年度とする第3次愛南町障がい者計画等の策定にあたり、令和2年6月から7月にかけて700名を対象にアンケートを実施しました。アンケートでは、障がいのある人やその家族の抱える不安や困り事の多さ、サービスの充実を求める沢山の声がありました。

障がいのある人やその家族が抱える不安や悩みなどの声が、そのまま愛南町の障がい福祉施策の課題となります。これまでもアンケート調査等により課題抽出を行い、その課題解決に向けた障がい者計画等を策定して様々な施策に取り組んできましたが、全ての課題解決に至っていないのが現状です。

また、福祉関係計画策定懇話会の中でも「現場の声を」という意見がありました。障がい福祉を取り巻く環境や状況は刻々と変わってきていますが、その環境や状況の変化に直ちに対応できていないのが計画を推進すべき行政の大きな課題です。

障がいのある人やその家族が地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいのある人やその家族、サービスを提供する事業者から「今の環境や状況」などの声を聞きながら、それに即した障がい福祉施策を展開していく必要があります。施策を展開していくには、行政だけではなく、障がいのある人やその家族、サービス提供事業者、地域がきちんとつながりながらそれぞれの役割を果たしていくことが大事です。

第3次愛南町障がい者計画の推進にあたっては、地域全体でつながりを持ち、刻々と変わる障がい福祉を取り巻く環境や状況をしっかりと把握し、課題解決に向けて柔軟に対応しながら取り組んでいきます。

## 2 第5期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の実績

### 成果目標（1）福祉施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

- 基本指針 ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行  
②施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

目標（基本指針）	目標値	令和2年度 実績見込み	考え方
①地域生活移行者の増加	8人	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	0人	平成28年度末の施設入所者数から令和2年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

地域移行を推進するためには、原因を分析して計画的に地域移行への体制づくりをしなければなりません。第6期計画では関係機関と連携しながら必要な社会資源の洗い出しやネットワークの構築に取り組みながら施設入所者が地域移行できる体制整備に取り組んでいきます。

### 成果目標（2）地域生活支援拠点等の整備（継続）

- 基本指針 ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、町内又は圏域に少なくとも1つ整備

ボランティア活動等を行う住民団体や相談支援事業者及びサービス提供事業者と緊密な協力体制を取りながら、愛南町の地域資源を活かした柔軟な取り組みで、障がい者の地域生活を支援します。

支援拠点の整備にあたっては、行政サービスの利用のしやすさなども視野に入れ、公共施設の空きスペースを活用するなど、障がいのある人の利便性に配慮した総合的な相談窓口の整備を進めます。更に障がいの有無に関わらず共に学び合ったり、余暇活動を楽しんだりする交流機能を充実させるなど、柔軟で多様な活動拠点づくりも推進します。

その他、平成29年度より「定住自立圏共生ビジョン障がい者（児）の総合支援の推進事業」において宇和島管内での広域的な取り組みの検討が始まったところで、広域対応をすべき施策については、愛南町の良さを生かしつつ、共同での実施を進めていきます。また、緊急時の受け入れ、対応については、医療機関やサービス事業所と連携し整備します。

面的整備しましたが、地域生活支援拠点として機能していません。今後、相談支援事業所等関係機関と課題や問題点を整理しながら機能の充実を図り障がいがあっても地域の中で安心して暮らしていける体制整備に取り組めます。

### 成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行推進（継続・拡充）

基本指針 ①福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。

②就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加

③就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする（平成28年度実績27.1%）

④就労定着支援1年後の就労定着率を80%以上とする。（新規）

基本指針	目標値	令和2年度 実績見込み	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	2人	1人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	6人	0人	令和2年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
③移行率3割以上の就労移行支援事業所の増加	1事業所	-	令和2年度に一般就労した人が3割以上の事業所の数
④就労定着支援1年後の就労定着率	80%	100%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

福祉施設利用者に限らず障がいのある人が一般就労するためには、就労準備から就労定着、就労後の生活支援を行う必要があります。相談支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワーク、就業・生活支援センター等関係機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に支援する体制づくりに取り組みます。

### 成果目標（4）障がい児支援の提供体制の整備等（新規）

基本指針 ①児童発達支援センターを1か所設置

発達障がい児への支援を総合的に行うことができるように、関係支援事業所と協議を進めます。また、愛南町で対応が難しい場合は、圏域で取り組むことも視野に入れ体制整備を行います。

児童発達支援センターを令和5年度末の設置を目標にワーキンググループで協議をしています。

## ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

既の実施している保健師による乳幼児健診前後の訪問や困難ケース等への支援を継続するとともに、巡回支援専門員の派遣など、発達障がい等の特性に対応した専門性の高い支援を提供できる体制づくりを推進します。また、保育所等訪問支援を提供することができる体制の整備については、町内の障害児通所支援事業者に働きかけていきます。

児童発達支援センターの設置検討と並行して事業の実施に向けて協議を進めていきます。

## ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児の自立に向けたサポートができる事業所の確保を行います。

毎週木曜日に一本松保健センターで南愛媛療育センターが巡回して重症心身障がい児を対象とした事業を実施しています。今後も定期的にサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

## ④医療的ケア児支援の協議の場を平成30年度末までに設置

医療的ケア児を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要になるため、その関係者で構成する愛南町地域自立支援協議会を活用して、協議の場を確保します。また、広域的に協議が必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

保健、医療、福祉及び教育分野の関係者で構成する愛南町地域自立支援協議会子ども部会を活用して、医療的ケア児等コーディネーター※を含めた協議の場を確保しています。今後、愛媛県医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加しコーディネーターの配置に取り組みます。

---

### ※ 医療的ケア児等コーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

## 活動指標 必要量の計画（見込み）と実績

### （１）障害福祉サービス等

サービス利用者は、平成30年度312人、令和元年度316人で、令和2年度は313人の見込みです。（実人数／月）

#### ① 訪問系サービス（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用延時間（時間／月）		909	815	960	774	1010	639
利用者数（人）		49	52	51	52	53	41
居宅介護	利用延時間	894	799	945	760	995	630
	利用者数	47	48	49	48	51	38
同行援護	利用延時間	15	16	15	14	15	9
	利用者数	2	4	2	4	2	3

訪問系サービスの利用状況をみると利用延時間、利用者数ともに減少していますが新規申請者も含め利用者一人ひとりに必要なサービスの提供はできています。

#### ② 日中活動系サービス（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	日	1849	1839	1871	1843	1839	1859
	人	90	89	91	92	92	90
自立訓練 （機能訓練）	日	20	0	20	0	20	0
	人	1	0	1	0	1	0
自立訓練 （生活訓練）	日	20	3	40	0	60	0
	人	1	1	2	0	3	0
就労移行支援	日	65	41	82	17	99	3
	人	4	2	5	1	6	1
就労継続支援 （A型）	日	462	467	478	502	494	733
	人	29	27	30	28	31	30
就労継続支援 （B型）	日	1189	1126	1227	1321	1265	1076
	人	65	63	67	75	69	66
療養介護	日	304	258	304	214	304	216
	人	10	9	10	7	10	7
短期入所	日	109	157	120	120	130	125
	人	9	9	10	7	11	7

生活介護については施設入所者数の増減がないため横ばいで推移しています。



就労継続支援A型は利用希望が多く増加しています。

令和2年度の就労継続支援B型は新型コロナウイルスの影響で利用人数、利用実績とも前年度と比較して減少する見込みです。

療養介護、短期入所については、大幅な増減がなく横ばいで推移しています。

### ③居住系サービス（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
共同生活援助	人	52	53	53	60	54	61
施設入所支援	人	84	86	83	86	82	84

平成28年6月にグループホームあこうが新設されて以降、グループホームの新規設置数がなく利用者数は横ばいです。施設入所も入所者数に増減がないため横ばいで推移しています。

### ④相談支援（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人	45	49	47	44	50	56
地域移行支援	人	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	人	1	0	2	0	3	0

平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス等利用計画の作成が義務付けられ、愛南町においては平成28年度に作成率100%を達成することができました。

これにより、障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方法や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスを提供することができるようになりました。

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
	件数/年	1180	1102	1200	1278	1220	1300
成年後見制度利用支援事業	件数/年	1	1	1	0	1	1
意思疎通支援事業	人/年	100	81	100	87	100	83
	手話通訳者派遣	人/年	20	20	39	20	35
	点訳等支援	人/年	80	60	80	48	48
日常生活用具給付等事業	件/年	620	629	640	666	660	660
	介護訓練支援用具	件/年	1	0	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	3	2	3	1	3
	在宅療養等支援用具	件/年	2	1	2	1	1
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	3	7	5
	排泄管理支援用具	件/年	610	625	630	655	650
	住宅改修費	件/年	1	1	1	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実施	1	1	1	1	1	0
移動支援事業	人/年	4	4	5	6	5	4
	時間/年	60	31.5	70	39.4	70	20
地域活動支援センター機能 強化事業	か所/月	1	1	1	1	1	1
	人/月	15	12	15	42	40	45

相談支援事業

相談支援事業の利用状況をみると相談件数は増加しています。要因としては、平成 26 年度から、民間の相談支援事業所が 4 か所、公的な相談支援事業所が 1 か所利用できるようになり、障がいの種別に応じ、事業所を選択し相談できる体制が整ったこと、また平成 30 年 9 月以降、障がい者・児の支援の充実を図るためモニタリングの標準期間の見直しも行われたことが考えられます。

意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業の利用状況をみると利用者数に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用者が限定されていることが考えられます。

平成 25 年度から、宇和島圏域の連携事業として手話奉仕員養成研修事業を開始しました。令和元年度については、入門講座を 2 名の方が修了しています。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具の利用状況をみると給付件数はその年によって変動があります。

日常生活用具給付件数は、「排泄管理支援用具」の給付対象者数の増減に左右されることが大きく、今後も同様に推移すると予想されます。

#### 移動支援事業

移動支援事業の利用状況に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用対象者が限定されていることと、同行援護や行動援護など目的に合ったサービスがあることなどが考えられます。

#### 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの I 型事業所を 1 か所整備していますが、センターの利用者数に伸びはありません。その要因としては、事業所や事業内容などの必要な情報が、町内の障がいのある人に浸透していないことが考えられます。

#### ②任意事業

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
	回/年	100	33	100	57	100	50
日中一時支援事業	か所/年	8	7	8	8	8	7
	回/年	500	449	520	765	540	500
重度障害者自動車改造費用助成	人/年	2	1	2	0	2	1
障害者自動車免許取得助成	人/年	2	0	2	0	2	1

訪問入浴サービス事業の利用状況をみると利用回数に大きな増減はありません。要因としては、利用対象者が限定されていることが考えられます。

日中一時支援事業の利用状況をみると利用回数は増加しています。要因としては、利用対象者は限定されていますが、1 人あたりの利用回数が増えたことが考えられます。また、町内に日中活動の場が少ないことも増加要因として考えられます。

(3) 児童福祉法によるサービス  
(月あたり)

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	日	62	41	66	68	70	72
	人	16	16	17	26	18	31
放課後等デイサービス	日	243	260	248	291	253	300
	人	50	48	52	30	54	44
障害児相談支援	人	14	11	15	16	16	16

児童福祉法によるサービスの利用状況をみると児童発達支援の月間延べ利用人数の伸びが顕著になっています。

要因としては、行政、保育所、幼稚園、南予子ども・女性支援センター、医療機関、サービス提供事業者等の連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られたことなどが考えられます。

## 第4章 第3次愛南町障がい者計画

---

### 1 計画の基本理念

～支え合い健やかに暮らせるまちづくり～

障がい者施策は、障害者基本法第1条に規定される理念<sup>※1</sup>に基づき、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画においては、第2次愛南町総合計画の基本構想（政策テーマ）として掲げた「支え合い健やかに暮らせるまちづくり」を引き継ぎ、「ソーシャルインクルージョン<sup>※2</sup>」の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが差別されない社会、差異や多様性を認めあい町民相互の連帯やこころのつながりによる共生の社会を築き、障がい者（児）が在宅で安心して生活し、社会参加ができるまちづくりの実現を目指します。

### 2 計画の基本的な方針

障がい福祉関係法が整備・改正され、様々な制度やサービスが創設されました。

しかし、サービスや制度が創設されたからといって障がいのある人の生活が一律で良くなるわけではなく、過疎地においては、法で定められた制度やサービスを全て実施することができず、逆に地域ごとのサービス格差が広がることもあります。

愛南町は、町内の精神保健医療関係者が長い年月をかけて、障がいの有無に関係なく、地域住民がそれぞれの役割を果たすことで、地域の支援力を高めるといふ先駆的な取り組みをしてきました。また、町内の入所施設ではボランティアを中心に施設と地域が一体となって事業を実施しています。そのような強みを生かした取り組みを実践することで、制度やサービスの穴や隙間を埋めることができると考えています。

本計画は、「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を行政だけでなく障がい者、サービス提供事業者、地域住民が一体となり、それぞれの役割を担いながら6か年の計画年度中に必要な支援を推進していきます。

---

※1 障害者基本法第1条に規定される理念

障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり」と明文化されている。

※2 ソーシャルインクルージョン

「社会的包摂」とも訳され、その意味は「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいいます。

### 3 施策の体系

#### 【基本理念】

～支え合い健やかに暮らせるまちづくり～

#### 【基本目標】

#### 【基本的施策】

(1) 地域の中で安心した暮らし

- ① 相談支援の充実
- ② 福祉人材の育成・確保
- ③ 地域の支援体制
- ④ 居住の場の確保

(2) いきいきと楽しみを  
持った暮らし

- ① 就労支援
- ② 社会参加の促進

(3) 権利擁護のまちづくり

- ① 虐待の早期発見・早期対応
- ② 成年後見制度の利用促進
- ③ 差別解消法の推進

(4) 安全なまちづくり

- ① 障がい特性に応じた情報発信
- ② 防災対策の推進
- ③ 消費者トラブル等の防止

(5) 自分らしく成長できる  
環境づくり

- ・ 児童発達支援センターの設置
- ・ 家族・保護者支援
- ・ 支援等につながる仕組みづくり
- ・ トライアングルプロジェクト体制構築
- ・ インクルーシブ教育への取組

#### 4. 計画の実現に向けた施策と取り組み

##### 【中核的相談支援機関】

愛南町では、本計画年度中に障がい福祉施策を展開していく上で中核的な役割を担う児童発達支援センターと基幹相談支援センターの設置に向けて取り組んでいきます。

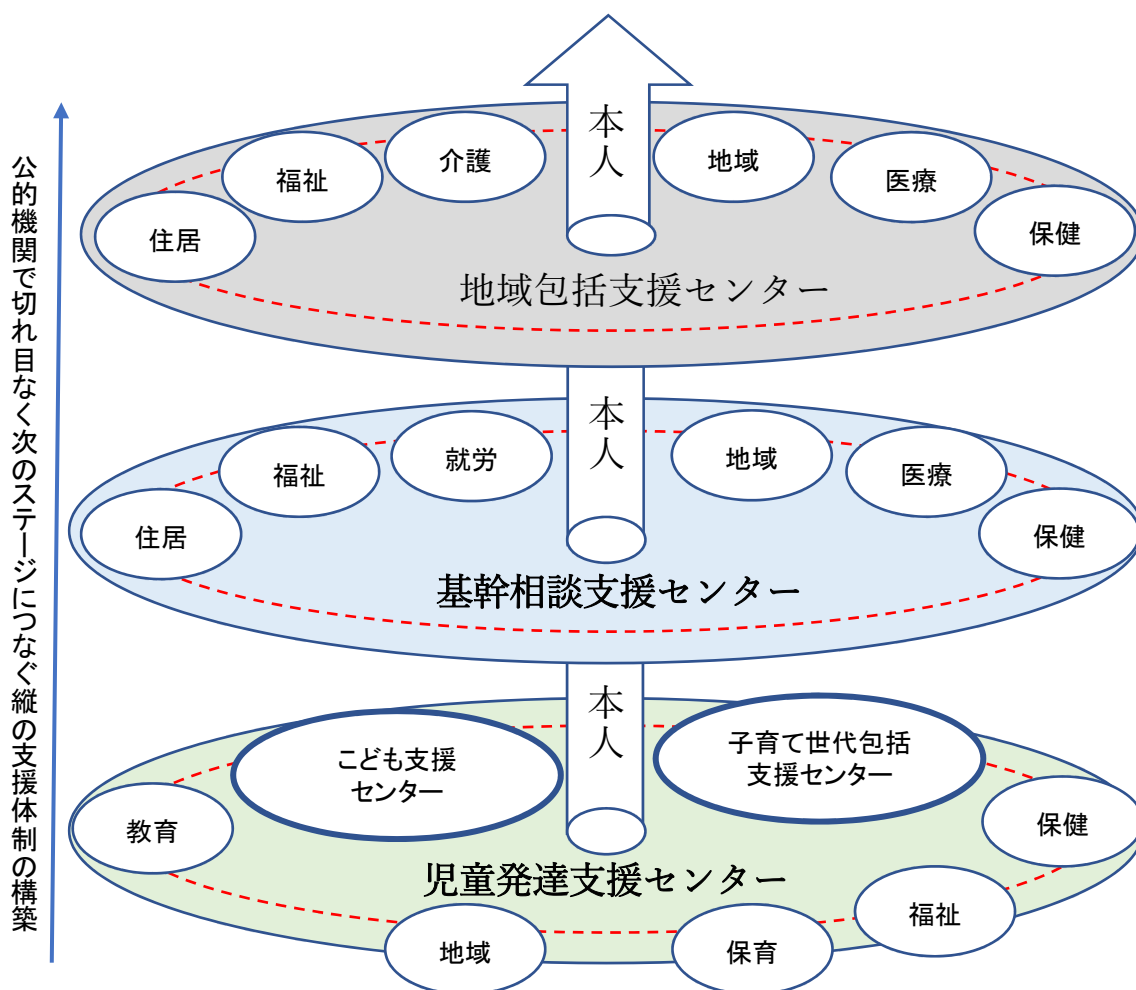
このセンターを設置することにより、幼児期から高齢期まで縦横的な支援体制を構築することができ支援に結びついていない人も公的機関で包括的に支援できるようになります。また、相談支援体制の充実や計画推進などの役割を担いながら「地域共生社会」の実現に向けて取り組むことができます。

##### 重点目標1 児童発達支援センター（令和5年度末に設置予定）

子育て世代包括支援センター、子ども支援センターなど子どもに関する公的機関が連携し幼児期～青年期までを対象として包括的に支援する。

##### 重点目標2 基幹相談支援センター（計画年度内に設置予定）

成人期から老年期（65歳まで）を対象として包括的に支援する。



ステージに各機関が連携して支援する横の支援体制の構築

## (1) 地域の中で安心した暮らし

私たちは、ひとりで暮らしているわけではなく、誰かと関わりお互いを支えながら暮らしています。それは障がいがあっても同じことです。

生まれ育った地域の中で暮らし続けていくためには、日常生活の基礎的サービスの確保と地域による支え合い・助け合いの地域力を活用した一体的な支援が提供できるようケアマネジメント<sup>※1</sup>を充実する必要があります。

### ① 相談支援の充実

支援を必要としている人が最初に関わるのが相談です。相談支援は、とても重要な役割を担い、相談支援従事者の力量でその人の今後の生活環境が大きく変わってしまいます。町が中核的機関を設置し、相談支援力の底上げと地域連携による相談支援体制の構築に取り組む必要があります。

#### 【行政が取り組むこと】

- ・基幹相談支援センター<sup>※2</sup>を計画年度中の設置に向け取り組みます。
- ・児童発達支援センター<sup>※3</sup>を令和5年度までの設置に向け取り組みます。

#### 【協働して取り組むこと】

- ・重層的支援体制構築準備事業の実施に伴い令和3年度から支援の必要な人が地域の中で埋もれたままにならないようにアウトリーチ<sup>※4</sup>の実施方法等を相談支援事業所連絡会の中で検討します。
- ・アウトリーチ事業と並行して公民館単位で福祉相談会など身近な地域の中で相談できる仕組みづくりを相談支援事業所連絡会の中で検討します。

---

#### ※1 ケアマネジメント

日常生活を送る上で必要となる福祉サービスや医療サービスその他の社会資源を調整してつなぎ合わせる作業のこと。

#### ※2 基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。

#### ※3 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

#### ※4 アウトリーチ

「手を伸ばす」という意味。助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公的機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること。



## ② 福祉人材の育成・確保

福祉人材が不足しているなか、生活を維持するために必要なサービスが提供できるよう地域でその問題を解決していくことが必要です。

### 【行政として取り組むこと】

- ・福祉職を目指す学生に対する支援策について検討します。
- ・情報収集を行い、障がいのある人の介護職養成講座の実施について検討します。

### 【協働して取り組むこと】

- ・家事援助部分を担う地域ボランティアの育成について検討します。

## ③ 地域の支援体制

地域で安心して暮らすためには、社会資源の充実だけでなく、それを一体的に支援する体制の構築が必要です。

### 【行政が取り組むこと】

- ・令和3年度に地域の支援体制の土台となる「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の体制構築に向けた協議の場を設置します。
- ・関係各課等と地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組みます。

### 【協働して取り組むこと】

- ・医療・保健・福祉・地域関係者と連携して、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域の見守り・支援ネットワークづくりなど、地域で助け合う体制づくりに取り組みます。

## ④ 居住の場の確保

「親亡き後」の問題など障がいのある人が地域の中で生活するためには、グループホームだけでなく、その人の生活スタイルに合った多様な居住の場を確保していく必要があります。

### 【行政が取り組むこと】

- ・公的施設を活用した新たな居住の場について協議します。
- ・20歳未満で経済的な理由から親元から離れて生活できない人に対する支援策を検討します。

### 【協働して取り組むこと】

- ・空き家などを活用して入居者同士ができないことを補い合えるシェアハウスなど新たな居住の場について検討します。
- ・委託相談支援事業所と連携して居住サポート支援事業に取り組みます。

## (2) いきいきと楽しみを持った暮らし

障がいの有無に関わらず、生きがいや楽しみを持って暮らすことは、日常生活に張りができ心の健康にも良いことから社会参加の促進と就労支援の充実に向けた取組が必要です。

### ① 就労支援

就労は、ただ単に収入を得る場だけでなく、人の居場所やコミュニティとしての役割を担っています。そのため個人の特性に応じた多様な就労の場の確保が必要です。

#### 【行政が取り組むこと】

- ・多様な就労の場を確保するため、新規事業を計画している法人等に対して、協力（支援）できる体制づくりに取り組みます。

#### 【協働して取り組むこと】

- ・障がいのある人とない人が共に働ける就労の場の創出に向けた新たな事業展開について関係機関と検討します。
- ・共同受注窓口を設置して、行政からの受注だけでなく企業や個人からの受注が受けられる仕組みづくりについて検討します。

### ② 社会参加の促進

社会的孤立を防ぐためには、余暇活動や生きがいづくりなどの活動を通じて地域の人と接する場を確保し、社会参加の促進に取り組む必要があります。

#### 【行政で取り組むこと】

- ・地域コミュニティの役割を担う「文化・スポーツ活動拠点」の整備に取り組みます。

#### 【協働して取り組むこと】

- ・フライングディスク、レクボッチャなど年齢や体力に関係なく気軽に参加できる障がい者スポーツの普及・啓発を障がい者団体と協力しながら取り組みます。
- ・環境美化の活動理念から取組みが始まった「シーボーンアート」など地域に根付いている活動や陶芸教室などを文化・スポーツ活動拠点で取り組み生きがいづくりの推進を図ります。
- ・e スポーツは障がいの有無に関係なく楽しむことができることから関係機関と愛南町での取り組みについて検討します。

### (3) 権利擁護のまちづくり

障がいの有無に関係なく、誰もが人間らしくあたりまえの生活を営む権利を持っていますが、その権利を自分で守ることが難しい人もいます。

そのため、その権利を奪われない対策を講じる必要があります。

#### ① 虐待の早期発見・早期対応

虐待はその人の心に深い傷をつけ、時に生命の危険に直結する問題です。そのため地域関係者等と連携した虐待対応体制を強化していく必要があります。

##### 【行政で取り組むこと】

- ・社会福祉士を中心とした保健福祉課内の体制強化に取り組みます。
- ・虐待対応では、虐待を受けた本人やそれを目撃した人からの聞き取りが重要です。職員のスキルの向上を図るため国等の研修会に積極的に参加します。

##### 【協働して取り組むこと】

- ・社会福祉協議会等関係機関と連携して、民生・児童委員、地域住民など地域を対象とした研修会を計画的に開催し虐待に対する意識付けに取り組みます。
- ・民生・児童委員、行政協力員、地域住民から地域の情報収集を行い、虐待の早期発見に取り組みます。
- ・障がいのある人を対象とした、勉強会を開催し、障がいのある人同士で虐待について相談し合える環境づくりに取り組みます。

#### ② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為などをサポートする制度です。関係機関と連携して成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

##### 【行政で取り組むこと】

- ・町の広報媒体を活用して、成年後見制度の継続した周知に努めます。
- ・保護者等を対象とした勉強会を開催して成年後見制度の推進に取り組みます。
- ・障がいのある人の金銭トラブルについては、虐待窓口と連携しながら金銭管理者に対して適正な助言を行い成年後見制度の利用促進に取り組みます。

##### 【協働して取り組むこと】

- ・中核機関\*と連携し、障がいのある人の財産等を不当な契約などから守るため、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

---

※ 中核機関（宇和島圏域で設置し令和4年度運用開始予定）

成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体、医療福祉関係団体などが連携し、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たす機関（センター）のこと。

### ③ 差別解消法の推進

障がいに対する理解は進んできましたが、差別や偏見は依然として残っています。障がいに対する理解を進めるため、障がいの有無に関わらず人に対しての優しい気持ちを育てていく必要があります。

#### 【行政で取り組むこと】

- ・職員向けの研修会を定期的で開催して、障がいに対する偏見・差別の解消と合理的配慮の徹底に取り組みます。
- ・町の広報媒体を活用して、差別解消法の周知に取り組みます。
- ・差別を受けた人が相談できる窓口を保健福祉課に設置します。

#### 【協働して取り組むこと】

- ・関係部局等の協力を得て町内の小中学生を対象とした研修会を実施し、児童・生徒の人に対する「優しい気持ち」の育成に取り組み「心のバリアフリー」を推進します。

## (4) 安全なまちづくり

南海トラフ地震など大規模災害の発生に備え、障がいのある人の命を守る安全なまちづくりに取り組む必要があります。また、消費者トラブルを含めた特殊詐欺への対策も必要です。

### ① 障がい特性に応じた情報の発信

情報が入らないということは、不利益を被るだけでなく、生命の危機につながる事態を招きます。そのため、障がいのある人が必要な情報を的確かつ迅速に入手できるよう取り組んでいく必要があります。

#### 【行政で取り組むこと】

- ・いまの情報入手方法を把握し、もしもに備えて2重3重の情報発信の仕組みについて検討します。

#### 【協働して取り組むこと】

- ・災害時等において機器等による情報発信も必要ですが、最後は地域支援者による「声かけ」が必要になることから保健福祉課、防災対策課、高齢者支援課、自主防災組織等が連携して地域の情報発信体制の確保に取り組みます。

### ② 防災対策の推進

大規模災害を想定した平時の訓練は、命を守り、守った命をつなぐために必要なものです。防災対策の推進は、自分の命を守るだけでなく地域の助け合いや思いやりの心を育て地域力を高めるなど平時から有事に備えて必要な訓練や防災意識の向上に取り組む必要があります。

**【行政で取り組むこと】**

- ・地域の住民の防災に対する意識付け対策に取り組めます。
- ・災害時要支援者名簿登録への登録承諾数を増やす取り組みを行います。

**【協働して取り組むこと】**

- ・防災対策課、自主防災組織、地域と協力して避難訓練及び避難所体験訓練を実施します。
- ・相談支援専門員、自主防災組織と協力して、避難時の支援者の確保にも取り組めます。

**③ 消費者トラブル等の防止**

携帯電話の普及により、障がいの有無に限らず消費者トラブルの被害は後を絶ちません。その手口は悪質化、巧妙化していることから普段からの意識付けが必要となります。

**【行政が取り組むこと】**

- ・障がい特性や理解力に応じた、チラシなどを活用して注意喚起に取り組めます。

**【協働して取り組むこと】**

- ・相談支援専門員と地域支援者と連携して、消費者トラブル等に巻き込まれていないか注意喚起を促すとともに本人の様子を注意深く見守る体制づくりに取り組めます。

**(5) 自分らしく成長できる環境づくり**

子どもが健やかに成長するためには、関係機関が連携することはもとより、各ライフステージに関わる関係機関が連携し、生涯にわたって見守り・支援できる一体的な支援体制を構築することにより、地域の中で自分らしく成長できる環境づくりをすすめることが重要です。また、子どもと保護者の良好な関係を築くことは子どもの療育等に及ぼす影響が大きいことから保護者支援にも取り組む必要があります。

**【行政で取り組むこと】**

- ・児童発達支援センターを設置して療育を含めた障がい児の支援体制の充実に取り組めます。
- ・子育て支援講座など、子育てに悩みを持つ保護者に積極的に関わりながら、家族支援を継続して実施します。また、子育て支援講座修了者がサポーターとして保護者支援ができる体制づくりに取り組めます。
- ・母子保健、保育所、学校から「気になる子ども」、「支援につながっていない子ども」の情報を収集し、支援やフォローにつながる仕組みづくりに取り

組みます。

**【協働して取り組むこと】**

- ・子どもの情報を共有し、家庭、福祉、教育が連携し一体的に支援するトライアングルプロジェクト<sup>※1</sup>の体制構築に取り組めます。
- ・教育部局と連携してインクルーシブ教育<sup>※2</sup>の取り組みについて検討します。

---

※1 トライアングルプロジェクト

支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の連携を図る取組のこと。

※2 インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

## 第5章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

第6期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児福祉計画の策定にあたり、愛南町では「国の基本指針」に即した、障がい福祉施策に関する基本的な事項や成果目標等を定める、3か年の計画を策定します。

### 1 基本指針のポイント

#### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるようにするために、居住支援や地域支援などの総合的な支援体制を構築することが必要です。

障害者支援施設入所者の地域移行は、相談支援や日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービス提供体制の充実を図るだけでなく、受け入れる側の職員の質の確保や地域住民の障がいに対する理解が進まなければ、障がいのある人やその家族の地域移行に対する不安は取り除けません。また、障がいの重度化・重複化、障がいのある人やその家族の高齢化や親亡き後などの問題にも対応しなくてはなりません。

まず、地域移行を検討する協議の場を設置し、障がいのある人やその家族の声を聞きながら地域移行を妨げる不安を関係者全員が共有し、地域移行に必要な体制整備を計画的に進める必要があります。

行政主導ではなく、関係者全員がそれぞれの役割を担いながら、障がいの有無に関係なく地域で共に生きる体制づくりに取り組みます。

#### (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人はもちろん、どのような障がいのある人にも、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい・介護福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

そのため、愛南町では、令和3年度に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、計画年度内の体制構築を目指します。

また、体制構築については、ギャンブル依存症をはじめとする依存症のある人への包括的な支援体制や地域住民への理解促進等も含めた協議を行います。

#### (3) 福祉就労から一般就労への移行等

障がいのある人が地域で生活し、その生活の質の向上を図るため、就労する機会を拡大するとともに、安心して就労を継続できるような支援体制が必要です。

現在、愛南町では福祉就労から一般就労への移行等の体制整備ができていないため、就労支援に関する関係者が集まり、その課題や問題点を整理する協議の場を設置し検討を始めなければなりません。検討を始める一方で、就労継続支援事業所がそこで働く人の障がい特性や就労に関する能力などを理解した上で目的や目標を明確にした個別支援計画を作成し、就労支援と就労定着支援による働き続けるための就労環境づくりに取り組む必要があります。

また、農福連携<sup>※1</sup>の推進については、保健福祉課と農林課の連携により、農業者への周知、マッチング機能窓口を創設しながら就農への裾野を広げ、障がいのある人が農業を通じてステップアップして将来的に農業経営者として仕事ができる環境づくりを目指します。そこから障がいの枠を取り除いた福祉全体で農福協同事業に取り組んでいきます。

#### (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

愛南町では、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、令和3年度から「重層的支援体制整備事業<sup>※2</sup>への移行準備事業」を実施し、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業への移行に必要な体制づくりを行います。地域包括ケアシステムを全世代型に対応したものに交換し、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生活が送れるよう地域全体で支え合う包括的な支援体制づくりを目標に取り組めます。

#### (5) 発達障がい者等支援の一層の充実

愛南町では、平成28年度からペアレントプログラム<sup>※3</sup>の手法を用いた「子育て支援講座」を開催し家族支援を行っています。

また、平成30年度から発達支援相談会を開催しています。相談会は、相談支援専門員と発達障がい者地域支援マネージャーが発達障がい者や児童の保護者からの相談を受け、必要に応じて医療機関や療育機関などにつないでいます。

児童発達支援センターの設置を見据えて、町職員も積極的に関わりながら発達障がい者等支援の一層の充実に取り組みます。

---

##### ※1 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

##### ※2 重層的支援体制整備事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

##### ※3 ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。



#### (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターでは、子育て世代包括支援センター、子ども支援センターなどの公的支援機関と連携しながら関係機関や地域を含めた縦横的支援ネットワークを構築し、地域全体で支援する体制整備に取り組みます。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児は、日常生活を営むために医療を要する状態にあることから、安心して地域の中で暮らしていくためにどのような資源や体制が必要なのかを把握しなければなりません。それらのニーズに対応するため、行政、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関が連携しながら、子どもが地域で暮らしていける支援体制整備に取り組みます。

#### (7) 障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービスを利用あたっては、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必要になります。その利用計画の内容次第で障がいのある人の日常生活が変わってしまうこともあります。質の高いサービスを利用するためには、相談支援専門員のスキルを全体的に底上げしなければなりません。

質の確保を図るため、相談支援専門員連絡会で事例検討会やサービス等利用計画の検証などを行い、障がいのある人に質の高い障害福祉サービスが提供できるように相談支援専門員のスキルの向上に取り組みます。

#### (8) 福祉人材の確保

障害福祉サービス等を担う人材の確保するためには、研修会の実施、多職種間の連携の推進等によるスキルの向上が必要です。また、その現場がやりがいのある魅力的な職場であることが重要です。やりがいのある魅力的な職場は、事業者がしっかりとしたビジョンを持っており、そこには自ずと多様な人材が集まります。

福祉現場で働く人や福祉職を目指している人が少しでもやりがいを持てるよう、しっかりとした障がい福祉施策の方向性やビジョンを示していきます。

## 2 成果目標に対する目標値の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にかかる「国の基本指針」が見直され、「就労定着支援」及び「障がい児支援の提供体制の整備等」の項目が新たに追加となり、令和5年度を目標として、成果目標と目標値の設定が求められています。

### 成果目標（1）施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

基本指針 ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行  
②施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

目標（基本指針）	目標値	考え方
①地域生活移行者の増加	6人	令和2年4月1日以降に施設からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	令和元年度末の施設入所者数から令和5年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

### 成果目標（2）地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・追加）

基本指針 ・令和5年度末までの間、町内又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等※を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

地域生活支援拠点には数値目標がないため、しっかりと運用状況を検証・検討する必要があります。  
愛南町では、地域活動支援拠点等については面的整備をしています。  
利用者、相談支援専門員、拠点等事業所からの意見を踏まえ整備した拠点等の課題や問題点を洗い出し機能強化・充実に取り組んでいきます。

-----  
※ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

### 成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行（継続・新規）

#### 基本指針 【福祉施設利用者の一般就労への移行】（継続）

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業の利用者数を令和元年度実績から 1.3 倍以上増加
- ③ 上記①のうち、就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.26 倍以上とする。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.23 倍以上とする。

#### 【職場定着率の増加】（新規）

- ⑤ 令和 5 年度において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を 7 割以上とする。就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を全体の 7 割以上とする。

基本指針	目標値	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	3 人	令和 5 年度に就労移行支援事業等から一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	2 人	上記①のうち、令和 5 年度に就労移行支援事業を利用する者の数
③就労継続支援 A 型利用者の一般就労への移行者の増加	1 人	上記①のうち、令和 5 年度に就労継続支援 A 型事業所から一般就労する者の数
④就労継続支援 B 型利用者の一般就労への移行者の増加	2 人	上記①のうち、令和 5 年度に就労継続支援 B 型事業所から一般就労する者の数
⑤就労移行支援事業等及び就労移行支援事業の利用者の増加	7 割	令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者で、就労定着支援を利用している者の割合
⑥就労定着率 8 割以上の就労移行支援事業所の増加	1 事業所	就労定着率 8 割以上の就労定着新事業所の数

## 成果目標（４）障害児通所支援等の地域支援体制の整備（継続・追加）

### 基本指針 ①令和５年度末までに児童発達支援センターを１か所設置（継続）

発達障がい児への支援を総合的に行う児童発達支援センターの計画年度内設置に向けてワーキンググループを設置して協議をしています。

聴覚障がい児の支援に当たっては、宇和特別支援学校、医療機関等と包括的な支援体制構築に取り組みます。

### ②令和５年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（継続）

児童発達支援センターで事業がスムーズに実施できるよう児童発達支援事業所、保育所、教育など関係機関が協力して保育所等訪問支援の体制づくりに取り組みます。

また、相談支援専門員と協力して保護者への制度周知を行います。

### ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内又は圏域に１か所以上確保（継続）

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児のサービスの確保を行います。

### ④医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した医療的ケア児支援の協議の場を令和５年度末までに町内又は圏域に設置（継続・追加）

医療的ケア児等を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築と資源を結びつける医療的ケア児等コーディネーター※を配置することが重要になるため、その関係者で構成する地域自立支援協議会を活用した協議の場を確保しています。また、広域的に協議が必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

---

#### ※ 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う。

## 成果目標（５）相談支援体制の充実・強化等（新規）

基本指針 ・令和５年度末までに町内又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保

相談支援体制の充実・強化を図るため、第３次愛南町障がい者計画年度内に基幹相談支援センターの設置について検討を開始します。

相談支援体制の充実・強化については、愛南町相談支援事業所連絡会で事例検討会や利用計画の評価、スーパーバイズ※研修会などを計画し、相談支援専門員のスキルの向上に取り組みます。

基幹相談支援センターが設置されることにより、子育て世代包括支援センター、子ども支援センター、児童発達支援センター、地域包括支援センターなどの公的機関で包括的な相談支援体制を確保することができます。

## 成果目標（６）障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築（新規）

基本指針 ・令和５年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みを行う体制を構築する。

障害福祉サービス等の質の向上には、サービス提供者の意識付けが重要です。相談支援専門員連絡会を通じて利用者からの意見を収集し、また、サービス提供事業者からの意見も確認し、サービスの提供内容について改善すべき点がないか検討していきます。

改善点がある場合は、サービス提供事業所とともに改善策について検討を行い、サービス等の質の向上に取り組みます。

---

※ スーパーバイズ

経験の長いソーシャルワーカー（相談員）が経験の浅いソーシャルワーカーに指導、助言、援助することです。経験が長いワーカーをスーパーバイザー、浅いワーカーをスーパーバイジーと呼びます。

### 3 必要量の見込みと必要量確保の取り組み

#### (1) 障害福祉サービス

##### ①訪問系サービス

###### 居宅介護

自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他の生活全般にわたる援助を行います。

###### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

###### 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など外出時に必要な援助を行います。

###### 行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護の他必要な援助を行います。

###### 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

##### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/年	7,800	7,680	7,560
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/年	504	498	492

##### ◆必要量確保の取り組み

相談支援事業所やサービス提供事業者と連絡を密にして適正なサービス量の調整を図るとともに、福祉・医療・雇用関係部局と連携を図りながら、介護職の人員不足の解消に向けた啓発等の取り組みも行います。また、同行援護及び行動

援護については介助者に資格が必要であるため、資格取得のための養成研修など各種研修会へ参加を促進し、専門的人材の確保を努めるよう、サービス提供事業所に働きかけます。

## ②日中活動系サービス

### 生活介護

障害者支援施設等で、常時介護を必要とする障がいのある人に対して、昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供など必要な援助を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延日数	日/年	22,680	22,680	22,680
利用者数	人/月	90	90	90

#### ◆必要量確保の取り組み

地域生活移行が進むと自宅やグループホームからの通所による生活介護の利用が必要になります。施設等へサービスの拡充及び質的な充実が図られるよう働きかけます。

### 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。利用期限は、1年6か月と定められています。

### 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行います。利用期限が2年間（長期入院者等は3年間）と定められています。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	日/年	-	-	-
	人/年	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	日/年	-	-	-
	人/年	-	-	-

#### ◆必要量確保の取り組み

町内に自立訓練を提供する事業所はありませんが、障がいのある人のニーズ等、必要に応じて施設等と連携し提供事業所サービス提供体制の確保を検討します。

### 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延日数	日/年	60	60	60
利用者数	人/年	4	4	4

#### ◆必要量確保の取り組み

生活に近い場所で就労移行支援を受けることが可能になることで、円滑な障がい者就労支援を行うことができます。本町では、平成26年6月から、多機能型事業所南生がサービス提供を開始し、就労継続支援B型事業所の利用を希望する就労経験ない若年層の方等へ対し、就労に関するアセスメントを行っています。

### 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

### 就労継続支援B型

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	日/年	6,480	6,480	6,480
	人/年	360	360	360
就労継続支援B型	日/年	15,000	15,000	15,000
	人/年	780	780	780

#### ◆必要量確保の取り組み

愛南町では、A型はエコテリアなんぐん市場、B型はワークハウスたちばな、こころ、多機能型事業所南生がサービスを提供していますが、令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により、事業内容の見直しが必要となる転換期を迎えています。今後も障がい者の就労の場の確保を目指し、持続可能な就労継続支援事業が行えるよう、事業所と連携しながら必要な支援を行います。



### 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を一定の期間にわたり行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	3	3	3

#### ◆必要量確保の取り組み

十分なサービスが提供できるよう、事業者と連携しサービス提供体制の確保を図ります。

### 療養介護

医療を必要とする障がいのある人であって常時介護を要する人に対して、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	96	96	96

#### ◆必要量確保の取り組み

県内では、旭川荘南愛媛療育センター（鬼北町）、国立病院機構愛媛医療センター（東温市）、愛媛県立子ども療育センター（東温市）でサービスの提供を受けることができます。

### 短期入所

居宅で介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延日数	日/年	1,500	1,500	1,500
利用者数	人/年	85	85	85

#### ◆必要量確保の取り組み

地域移行が進むと、サービス提供の増加が見込まれます。障害者支援施設いちごの里、短期入所あこう、障がいのある児童から高齢者まで多様の方にサービスを提供することができる看護小規模多機能型居宅介護事業所アロハ等と連携を図り、緊急時にサービスの提供が得られるようにします。

### ③居住系サービス

#### 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	-	-	-

#### ◆必要量確保の取り組み

町内に自立生活援助を提供する事業所はありませんが、障がいのある人のニーズ等、必要に応じて施設等と連携してサービス提供体制の確保を検討します。

#### 共同生活援助

共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、共同生活を営むべき住宅において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行います。平日の日中は日中活動系サービス等を利用します。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	57	57	67

#### ◆必要量確保の取り組み

施設入所利用者の地域移行を進めるためには、地域における居住系サービスを充実する必要があります。また、単身在宅での生活は難しいものの、支援があれば地域での生活が可能な障がい者もおられます。本町には、ひかり荘、第2ひかり荘、第3ひかり荘、グループホームあこう、ケアホームすばるの5か所のグループホームがありますが、今後も新規開設の働きかけを行います。

#### 施設入所支援

障害者支援施設の入所者に対して、夜間、休日において、入浴、排せつ又は食事の介助、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	85	85	85

#### ◆必要量確保の取り組み

入所による支援が必要な障がい者に対して、十分なサービスが提供できるよう、相談支援事業所、障害者支援施設と連携してサービスの確保を図ります。

#### ④相談支援

##### 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及びモニタリングを行います。

##### 地域移行支援

施設入所又は精神科病院に入所している障がいのある人が地域生活に移行するための相談等を行います。

##### 地域定着支援

居宅等で、単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続するための支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援利用者数	人/年	660	672	684
地域移行支援利用者数	人/年	0	0	0
地域定着支援利用者数	人/年	0	0	0

#### ◆必要量確保の取り組み

愛南町では、愛南町障がい者（児）相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所いちごの里、愛南町社協相談支援事業所、指定障害児者相談支援事業所ままとの5事業所で計画相談支援事業を実施しているほか、旭川荘南愛媛療育センター相談支援事業所にも一般相談業務を委託しており、障がい種別や特性に応じて事業所を選択することができます。地域移行支援、地域定着支援事業は、地域活動支援センターいろいろがサービス提供を行っており、障がいのある人のニーズへの対応が可能です。近年、計画相談件数が増加傾向にあるため、今後も、事業所間の連携を更に強化しサービスの充実を図っていきます。

### （2）地域生活支援事業

#### ①必須事業

##### 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や児童の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	6	6	6
相談件数	件/年	1,300	1,320	1,340

◆必要量確保の取り組み

愛南町直営指定特定相談支援事業所と愛南町が委託した指定特定相談支援事業所が相談に応じます。また、定期的に連絡会を実施し、困難ケースの対応、地域の社会資源の開発、ネットワークの拡充等課題を検討し、地域自立支援協議会へとつなげていきます。

成年後見制度利用支援事業

知的又は精神に障がいのある人で、成年後見制度の利用に要する経費の負担があると認められた場合に、成年後見制度の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	件/年	1	1	1

◆必要量確保の取り組み

権利擁護の観点から相談に応じます。また、市民後見人等の人材育成・活用を図るための一般住民向けの研修の開催や、事業の啓発の機会を設けます。

意思疎通支援事業

障がいのある人に対し、点訳・音訳等による情報提供や手話通訳者の派遣を行います。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人/年	100	100	100
手話通訳者派遣	人/年	30	30	30
点訳等支援	人/年	70	70	70

◆必要量確保の取り組み

現在実施している手話通訳者の派遣事業や点訳・音訳支援について今後も関係団体と連携し、サービスの円滑な提供を図ります。又、宇和島市が開催している手話奉仕員養成講座を通じて手話のできるボランティアの養成を進めます。

### 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具、排泄管理支援用具などの給付又は貸与を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	人/年	662	672	682
介護訓練支援用具	人/年	1	1	1
自立生活支援用具	人/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	人/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	人/年	5	5	5
排泄管理支援用具	人/年	650	660	670
住宅改修費	人/年	1	1	1

#### ◆必要量確保の取り組み

障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、ニーズの把握に努め、定期的な種目の見直しを検討し、障がいの特性に応じた適切な給付を行います。

### 移動支援事業

屋外での移動に著しい制限がある視覚障がい・全身性障がい（身体障害者手帳1級相当）・知的障がい・単独での外出が困難な精神障がいのある人に対して、外出のための移動支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	5	5	5
利用時間	時間/年	50	50	50

#### ◆必要量確保の取り組み

障がいのある人の健康管理や生命維持、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等社会参加促進等のための外出を支援するため、今後も安全でより質の高いサービスが提供できるよう委託事業所に専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけます。

## ②任意事業

### 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、自宅の浴槽が使用できない重度の身体障がいがある人の身体の清潔保持と心身機能の維持回復を図ります。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	1	1	1
利用者数	人/年	100	100	100

◆必要量確保の取り組み

地域における重度の身体障がい者等の日常生活を支援するため、引き続き愛南町社会福祉協議会に事業を委託し、サービスを提供しています。

日中一時支援事業

介護者の負担軽減などを図るため、障がい者（児）を一時的に預かります。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	8	8	8
利用者数	人/年	550	560	570

◆必要量確保の取り組み

町内外の施設に事業を委託し、今後も必要なサービスが提供できるよう事業所と連携しサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 児童福祉法によるサービス

児童発達支援事業

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対し、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において児童発達支援及び治療等の支援を行います。

放課後等デイサービス事業

就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所等を訪問し、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 障害児相談支援事業

障がい児が障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用に関する意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直しを行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業	日/年	864	876	888
	人/年	396	402	408
医療型児童発達支援	日/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
放課後等デイサービス事業	日/年	3,840	3,846	3,852
	人/年	540	546	552
保育所等訪問支援	日/年	10	10	10
	人/年	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日/年	10	10	10
	人/年	1	1	1
障害児相談支援	人/年	204	210	216

#### ◆必要量確保の取り組み

町内では、おれんじくらぶ、カサヨハネの2事業所が、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施しています。

障害児相談支援は、町内5か所の相談支援事業のうち、主に指定特定相談支援事業所いちごの里と指定障害児者相談支援事業所ままとの2事業所が行っており、関係機関との連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られています。

今後、児童発達支援センターを設置し、町内で保育所等訪問支援が行える体制の整備に取り組みます。また、センターの設置により、縦割りの支援体制を解消し、ライフステージに沿った支援が継続して行える体制整備を進めていきます。

## 第6章 計画の推進体制

---

### 1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「障がい」や「障がい者」への理解を一層に深め、障がいの有無にかかわらずお互いが尊重し、支えあえる「心のバリアフリー」を社会全体で進めることが最も重要となります。

本計画では、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関をはじめ、障がい者団体、地域住民、事業者等との連携、協力を進めながら、全ての人々が安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、障がい者福祉施策を実行していきます。

### 2 行政の推進体制

障がい者を取り巻く問題は、医療、福祉、交通、防災、生活など多様な分野に関わるうえ、家族や地域の問題にも発展する問題の複雑化、複合化が顕著となってきました。行政には、障がいのある人の地域生活を総合的に支援する体制づくりが求められています。

愛南町では、障がい者に特化した問題にとどまらない重層的な支援が行える「総合相談窓口（ワンストップ窓口）」の設置を行い、関係各課を横断した包括支援体制を整備し、愛南町総合計画をはじめとする関係計画との連携と調整を図りながら、障がい者福祉施策を実行していきます。

また、計画の推進には、行政、地域自立支援協議会専門部会、障害福祉サービス提供事業者、地域がそれぞれの役割を果たし、一体的につながりながら取り組んでいきます。

### 3 計画の進捗状況の管理・評価

愛南町地域自立支援協議会専門部会と連携し、障がい者計画にある6つの基本目標の達成に向けて事業を実施していきます。また、愛南町福祉関係計画策定懇話会及び愛南町地域自立支援協議会※へ進捗状況を報告し、多様な立場の方へ意見、評価を求め、本計画の実効性を高めていきます。

また、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行い、愛南町総合計画の推進に基づく事務事業の評価を行いながら、計画の着実な推進に努めます。

---

※ 地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う機関。



## 計画策定までの経過

時 期	内 容
令和2年3月4日	◎令和元年度 福祉関係計画策定懇話会 〔協議事項〕 ・第5期愛南町障がい福祉関係計画の進捗状況について ・第3次愛南町障がい者関係計画の策定について
令和2年6月19日 ～7月3日	○障がい福祉に関するアンケート調査（業者委託）
令和2年11月4日	◎令和2年度 第1回 愛南町福祉関係計画策定懇話会 〔協議事項〕 ・第3次愛南町障がい者計画等について ・第5期愛南町障がい福祉関係計画の進捗状況について ・第6期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児計画に係る指針について
令和2年11月16日	○第3回愛南町相談支援専門員連絡会 ・第3次愛南町障がい者計画の基本目標と施策について
令和2年12月17日	◎令和2年度 第2回 愛南町福祉関係計画策定懇話会 〔協議事項〕 ・第3次愛南町障がい者計画等について ・第6期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児計画について ・計画の推進体制について
令和3年2月5日	・第4回愛南町相談支援専門員連絡会 ・第3次愛南町障がい者計画の基本目標と施策について（内容確認）
令和3年2月26日 ～3月11日	○パブリックコメントの実施
令和3年3月23日	○愛南町地域自立支援協議会 ・第3次愛南町障がい者計画等関係計画の策定について
令和3年3月末	・第3次愛南町障がい者計画、第6期愛南町障がい福祉計画、第2期愛南町障がい児福祉計画完成

(資料2)

### 愛南町福祉関係計画策定懇話会委員名簿

令和2年2月18日～令和5年2月17日

委員の構成	氏名	現職
一般公募	竹場 妙	
	鎌田 先	
	砂田 陽子	
障がい者団体	山田 功	愛南町身体障害者福祉協議会
	田村 八千代	手をつなぐ育成会
福祉関係者	那須 英治 (～R2.2.18)	愛南町民生児童委員協議会
	斎藤 弘文 (R3.3.1～)	
	森岡 眞由美	愛南町ボランティア連絡会
	山口 憲昭	愛南町社会福祉協議会
医療関係者	長野 敏宏	御荘診療所
教育関係者	北原 美紀	愛南町教育支援委員会

### 愛南町地域自立支援協議会委員名簿

令和2年4月1日～令和4年3月31日

委員の構成	氏名	現職
相談支援事業所管理者	岡 雄次	地域活動支援センターいろり 施設長
障害福祉サービス事業所管理者	新田 光寿	障害者支援施設いちごの里 施設長
	赤松 尚子	通園(デイサービス)事業おれんじくらぶ 管理者
障害者就業・生活支援センター長	青嶋 由貴	障害者就業・生活支援センターきら 施設長
障がい者団体の会長	山田 功	愛南町身体障害者福祉協議会 会長
福祉団体の会長又は事務局長	山口 憲昭	愛南町社会福祉協議会 事務局長
	那須 英治	愛南町民生児童委員協議会 会長
南宇和郡医師会の医療機関代表者	岡澤 朋子	岡沢クリニック 院長
宇和特別支援学校進路指導代表者	久保 徹	愛媛県立宇和特別支援学校進路指導課 課長
南宇和郡校長会の代表者	安岡 宏次	愛南町立城辺中学校 校長
顧問	長野 敏宏	御荘診療所 所長

## 国の障害者制度改革等と愛南町の福祉資源の変遷

年	法律・制度等の主な内容	愛南町の主な福祉資源
H15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ESCAP「新アジア太平洋障害者の十年」開始年(～2012年)</li> <li>・支援費制度の開始</li> </ul>	(昭和49年) ・精神障害者社会復帰施設「平山寮」開所(御荘病院) (昭和62年) ・精神障害者小規模作業所開所(たちばな) (平成10年) ・知的障害者更生施設いちごの里開所 (平成12年) ・福祉ホームB型に移行(平山寮) ・地域活動支援センターいろいろ開所(正光会) ・リサイクルショップなんぐん市場開所 (平成14年) ・障害児通園事業開始(おれんじくらぶ) (平成15年) ・心身障害者共同作業所こころ開所 ・重症心身障害児通園事業開始(南愛媛病院)
H16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援法の成立(発達障害の早期発見等における国・地方自治体の責務の明確化など)</li> <li>・障害者基本法の改正[都道府県・市町村障害者計画策定の義務化など]</li> </ul>	・地域交流センター「ブラザじょうへん」開所
H17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用促進法の一部を改正する法律(障害者の雇用促進のため、民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者雇用の義務付けなど)</li> <li>・障害者自立支援法成立(就労支援の強化や地域移行の推進など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳半、3歳児の健診に加え、5歳児健診開始</li> <li>・経過観察事業「とまとくらぶ」開始</li> <li>・療育連絡会開始</li> </ul>
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第61回国連総会本会議が障害者権利条約を採択</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(公共交通機関・施設等のバリアフリー化の一体的な推進など)</li> <li>・学校教育法等の一部を改正する法律(盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛南町地域自立支援協議会設置(愛南町)</li> <li>・グループホームひかり荘開所(正光会)</li> <li>・地域活動支援センターI型へ移行(いろいろ)</li> <li>・相談支援事業開始</li> </ul> [ 地域活動支援センターいろいろ 南愛媛療育センター 愛南町障がい者(児)支援センター ]
H19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約署名</li> <li>・重点施策実施5か年計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援A型事業開始、山出憩いの里温泉運営指定管理業務開始(NPO法人ハートinハートなんぐん市場)</li> <li>・第2ひかり荘開所(正光会)</li> <li>・就労支援B型事業へ移行(NPOたちばな)</li> </ul>
H20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約の発効</li> <li>・障害者雇用促進法の一部を改正する法律(中小企業における障害者雇用の促進や雇用率制度の見直しなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所「アロハ」構造改革特区(愛南町地域共生型福祉サービス特区)の認定により障害者(児)の利用開始(正光会)</li> </ul>
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者制度改革推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型へ移行(NPO法人こころ)</li> </ul>
H22 (2010)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛南町内の小学生を対象に通級指導教室を設置(城辺小学校)</li> <li>・愛南町就学相談開始</li> </ul>

年	法律・制度等の主な内容	愛南町の主な福祉資源
H23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援など)</li> <li>・障害者基本法の一部を改正する法律(障害者の定義の見直しなど)</li> </ul>	
H24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法(障害者自立支援法の改正、難病の追加等)</li> <li>・障害者優先調達推進法(障害者就労施設などからの優先的な調達の推進など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者入所支援施設へ移行(いちごの里)</li> <li>・相談支援事業開始(いちごの里)</li> <li>・グループホーム「すばる」開所(いちごの里)</li> <li>・児童通所支援事業開始(NPO法人 CASA JOHANNE)</li> <li>・第3ひかり荘開所(正光会)</li> <li>・平山寮グループホームへ移行(正光会)</li> <li>・障害者虐待対応窓口設置(愛南町)</li> <li>・児童通所支援事業へ移行(おれんじくらぶ)</li> </ul>
H25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用促進法の一部を改正する法律(雇用分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など)</li> <li>・精神保健福祉法の一部を改正する法律(精神障害者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しなど)</li> <li>・障害者差別解消法(障害者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業開始(愛南町社会福祉協議会)</li> <li>・優先調達推進法による調達開始</li> </ul>
H26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型事業所「南生」開所、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業開始。(正光会)</li> <li>・生活介護事業開始(NPO法人 CASA JOHANNE)</li> <li>・愛南町内の中学生を対象に通級指導教室を設置(城辺中学校)</li> </ul>
H27 (2015)		
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(障害者が望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行う)</li> <li>・発達障害者支援法の一部を改正する法律(切れ目なく、発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとりこと等を規定した)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行へ向け入院を廃止し、御荘病院から御荘診療所へ移行(正光会)</li> <li>・グループホームあこう、短期入所あこう開設(正光会)</li> <li>・子育て支援講座開始</li> <li>・愛南町内の小学生を対象に通級指導教室を設置(平城小学校)</li> </ul>
H29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携事業を試験的に実施</li> </ul>
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者文化芸術推進法(障害者による文化・芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援相談会開始(1回/月)</li> <li>・グループホームあこう、介護サービス包括型から日中サービス支援型に施設区分を変更(正光会)</li> <li>・新第2ひかり荘開所(正光会)</li> </ul>
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備し総合的かつ計画的に推進する。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業開始(ままと)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所を福祉型から看護型へ移行(正光会・アロハ)</li> <li>・NPO法人 CASA JOHANNE がカサヨハネ株式会社へ変更</li> </ul>

みんなであつなごう  
愛なん障がい者計画

〔 第3次愛南町障がい者計画・  
第6期愛南町障がい福祉計画・第2期愛南町障がい児福祉計画 〕

発行 愛媛県愛南町  
編集 保健福祉課  
発行年月 令和3年3月

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL 0895-72-1212 FAX 0895-70-1777